



大学院便覧 2025



ISHIKAWA PREFECTURAL NURSING UNIVERSITY

石川県立看護大学大学院看護学研究科

GRADUATE SCHOOL OF NURSING

2025年度 石川県立看護大学大学院 学年暦

◇前期

日	月	火	水	木	金	土	予 定	
4月		1	2	3	4	5	4/3	入学式・ガイダンス
	6	7	8	9	10	11	4/10	中間報告会（修士）
	13	14	15	16	17	18	4/11	前期履修登録届・指導教授届提出日
	20	21	22	23	24	25	4/20	大学院入試相談会
	27	28	29	30				
5月				1	2	3		
	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	5/29 開学記念日
6月	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	6/23 中間報告題目届提出日（博士）
	29	30						
7月		1	2	3	4	5		
	6	7	8	9	10	11	12	7/9 中間報告会（博士）
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	31			
8月					1	2		
	3	4	5	6	7	8	9	8/3 大学院入試
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	19	20	21	22	23	23	
	24	26	27	28	29	30	30	
	31							
9月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	9/19 後期履修登録届提出日
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30					

◇後期

日	月	火	水	木	金	土	予 定	
10月			1	2	3	4	10/3	審査申請書提出（博士）
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	10/18 大学祭
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	31		
11月						1		
	2	3	4	5	6	7	8	11/4 審査用論文提出（博士）
	9	10	11	12	13	14	15	(11/15 学部入試（推薦・社会人）)
	16	17	18	19	20	21	22	11/17 修論題目届提出日（助産）
	23	24	25	26	27	28	29	
	30							
12月		1	2	3	4	5	6	12/2 修論題目提出日（修士） 修士論文・要旨提出日（助産）
	7	8	9	10	11	12	13	12/14 大学院入試（2次募集）※実施されない場合あり
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30	31				
1月				1	2	3		
	4	5	6	7	8	9	10	1/5 修論・要旨提出日（修士）
	11	12	13	14	15	16	17	(1/17~18 大学入学共通テスト)
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	
2月	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	2/19 論文発表会（博士・修士）
	22	23	24	25	26	27	28	(2/25 学部入試（一般・前期日程）)
3月	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	(3/12 学部入試（一般・後期日程）)
	15	16	17	18	19	20	21	3/14 学位授与式・卒業式
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31					

土・日曜日及び祝祭日

目 次

I	石川県立看護大学大学院の沿革	1
II	看護学研究科の教育理念・構成図	2
III	看護学研究科博士前期課程	3
	1 教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー	5
	1) 教育目標	5
	2) カリキュラム・ポリシー	5
	3) ディプロマ・ポリシー	6
	2 博士前期課程のコース、専門領域・研究教育分野の概要	7
	1) コースの概要	7
	2) 専門領域、研究教育分野の概要	7
	3 研究指導教員と研究テーマ	10
	4 学修の手引き	12
	1) 学年・学期	12
	2) 授業時間	12
	3) 休講・補講・集中講義等	12
	4) 既修得単位の認定	12
	5) 履修方法	13
	6) 修了要件と取得学位	14
	7) 助産師国家試験の受験資格に必要な単位	14
	8) 試験	14
	9) 成績評価	14
	10) 特別研究と修士論文	15
	11) 実習科目履修者	15
	表 1 博士前期課程研究コース授業科目・担当教員等一覧表	17
	表 2 博士前期課程助産実践コース授業科目・担当教員等一覧表	19
	資料 1 申請様式例	21
IV	看護学研究科博士後期課程	23
	1 教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー	25
	1) 教育目標	25
	2) カリキュラム・ポリシー	25
	3) ディプロマ・ポリシー	25
	2 博士後期課程の専門領域・研究教育分野の概要	26
	3 研究指導教員と研究テーマ	27
	4 学修の手引き	28
	1) 学年・学期	28
	2) 授業時間	28
	3) 休講・補講・集中講義等	28
	4) 既修得単位の認定	29
	5) 履修方法	29
	6) 修了要件と取得学位	30
	7) 試験	30
	8) 成績評価	30
	9) 特別研究と博士論文	31

	表 3 博士後期課程授業科目・担当教員等一覧表	32
	資料 2 申請様式例	33
V	石川県立看護大学大学院関係規程	35
	石川県立看護大学大学院学則	35
	石川県立看護大学大学院履修規程	46
	石川県立看護大学大学院学位規程	52
	石川県立看護大学大学院長期履修生に関する規程	54
	石川県立看護大学大学院学生規程	56

I 石川県立看護大学大学院の沿革

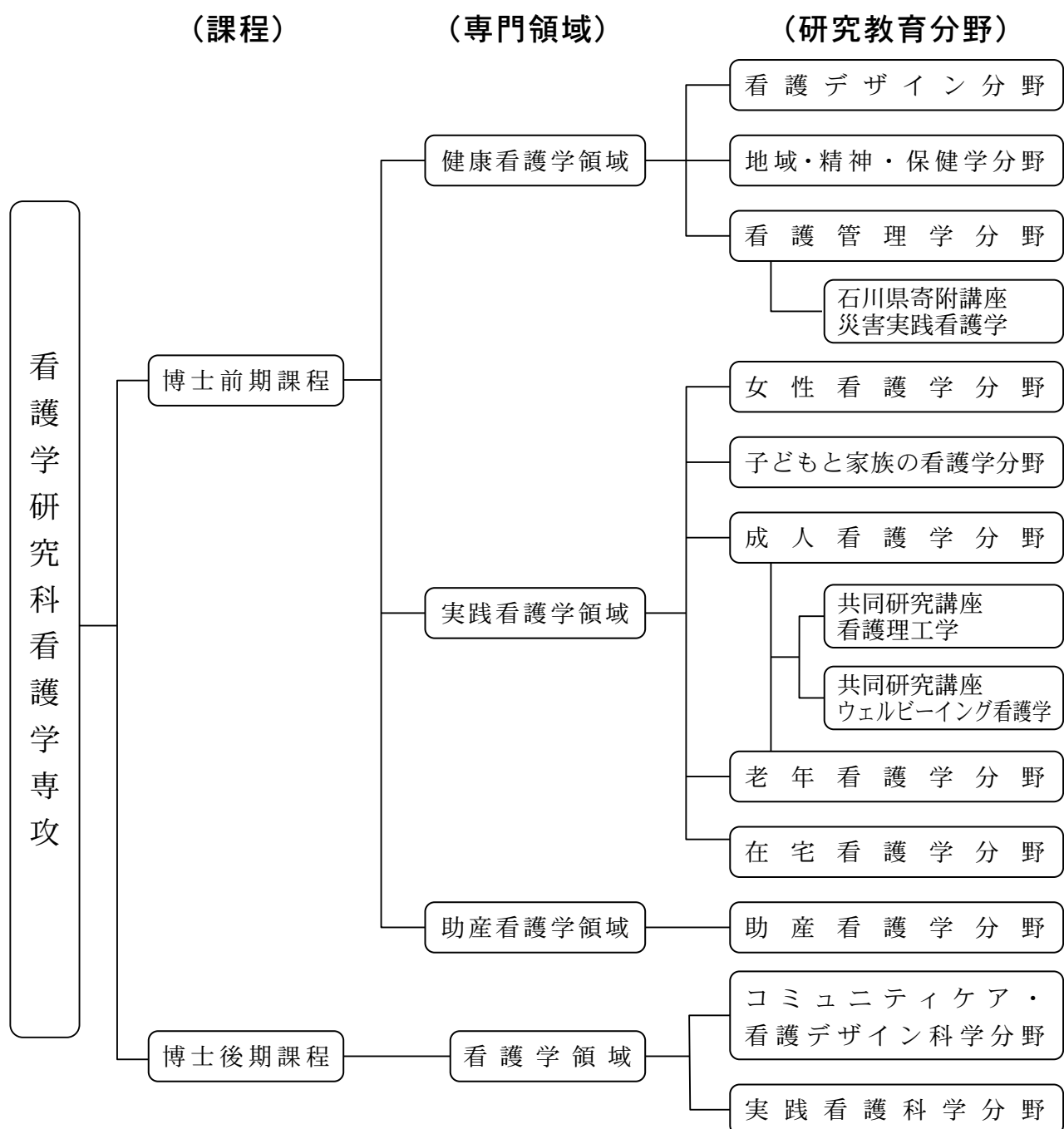
平成 8 (1996) 年	1 月	看護大学基本構想策定委員会が報告書で、「優秀な教育者の確保を図ることができるよう大学院の設置を検討することが必要」と提言
平成 12(2000) 年	4 月	石川県立看護大学開学
平成 14(2002) 年	4 月	大学院設置委員会を設置
平成 15(2003) 年	2 月	石川県議会定例会において知事が平成 16 年 4 月に石川県立看護大学に大学院を設置する旨の方針を表明
	6 月	文部科学省に大学院看護学研究科設置認可申請
	11 月	文部科学省が大学院看護学研究科修士課程の設置を認可
平成 16(2004) 年	4 月	大学院看護学研究科修士（現 博士前期）課程を開設
平成 17(2005) 年	6 月	文部科学省に大学院看護学研究科課程変更認可申請
	12 月	文部科学省が大学院看護学研究科博士後期課程設置を認可
平成 18(2006) 年	3 月	日本看護系大学協議会が専門看護師教育課程（共通科目、老人看護、地域看護）を認定
	4 月	大学院看護学研究科博士後期課程開設
平成 20(2008) 年	1 月	日本看護系大学協議会が専門看護師教育課程（がん看護）を認定
	2 月	日本看護系大学協議会が専門看護師教育課程（小児看護）を認定
平成 23(2011) 年	4 月	公立大学法人化
平成 26(2014) 年	3 月	日本看護系大学協議会が専門看護師教育課程 38 単位（共通科目、がん看護、老年看護、地域看護）を認定
平成 27(2015) 年	1 月	日本看護系大学協議会が専門看護師教育課程 38 単位（小児看護）を認定
平成 29(2017) 年	8 月	文部科学省が大学院看護学研究科を助産師学校として指定
平成 30(2018) 年	4 月	大学院看護学研究科博士前期課程に助産師養成課程を開設

Ⅱ 看護学研究科の教育理念・構成図

教育理念

「人間の生命や生活の質を真に理解できる豊かな人間性とともに、専門的職業人としての基盤を備え、保健・医療・福祉の幅広い領域で、県民の健康と福祉の向上に貢献できる看護職及び看護指導者を育成する」という本学の教育理念を受け継ぎ、深化・発展させる。看護を取り巻く状況が高度化・複雑化・専門化することによって、より質の高い効果的な看護を構築・提供するために、学際的で深い科学的知識と高度の研究能力を有して看護学教育・研究・実践に携わることのできる教育者・研究者・高度専門職業人を育成し、看護学の一層の確立と看護実践の発展に努める。

構成図



博士前期課程

Ⅲ 看護学研究科博士前期課程

1 教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

1) 教育目標

(1) 看護学教育を支える教育・研究職の育成

本課程では、学部で蓄積された看護学に関する成果を、さらに深化・発展させることによって時代と地域の要請に応えるため、看護学分野における学術上の先端的役割を担うとともに、知識の体系化と看護技術の開発を積極的に推進し、看護学の学問体系の構築に貢献する教育・研究職の人材を育成する。

(2) 高度な専門的知識・技術・実践能力を備えた看護職者の育成

実践現場において直面する種々の問題について、体系的、継続的に研究を行い、合理的に問題解決できる人材や、看護職に対する指導・相談、関係する職種間の総合的調整能力、ケアの環境条件を積極的に改革していく役割を担う人材の養成が求められている。そうした要請に応えるため、専門看護師（CNS：Certified Nurse Specialist）の養成を図り、もって地域の看護の発展に一層寄与する高度専門職業人を育成する。

(3) 女性の一生を通じた性と生殖に関わる健康を推進できる助産師の育成

時代の流れや社会情勢に高い関心と洞察力を持ち、多様化する女性の生き方や家族のニーズ、専門化・複雑化する助産に対応できる人材や、保健・医療・福祉に携わる多職種と積極的に連携・協働し、継続的に援助を推進できる人材の養成が求められている。そうした要請に応える助産師の養成を図るとともに、助産学の発展に寄与する専門職業人を育成する。

(4) 生涯にわたって研鑽できる看護職の知的交流の場づくり

日々進歩・発展する医療技術と看護環境の変化に機敏に対応し、看護の知識と技術の向上を図るため、看護の実践現場と教育・研究の場の交流を活発にし、地域が要望する質の高い看護サービスの提供を図っていく。そのためには、学部の社会人入学に加えて、卒業後の継続教育、社会人の再教育の場を提供する必要がある。本課程は、このような向上心旺盛な学部卒業生や社会人の受け皿としての機能を持ち、看護現場のより一層の質の向上のために寄与することを目指す。

2) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

博士前期課程では、より卓越した看護実践能力と高い研究能力を有し、看護学の研究や教育、看護実践・管理に携わることのできる研究者・教育者・高度看護実践者を育成する。研究コースに加え、専門看護師コースと助産実践コースを設け、次のような教育課程を編成している。

- 1 広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成されている「共通科目 A」、科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を育成するための「共通科目 B」、各研究教育分野におけるより深い専門性を学ぶ「看護専門科目」を置いている。

- 2 国際的な視野を持ち、より効果的な看護を探究し提供していくために、海外の招聘教員による国際看護を学ぶ科目を置いている。
- 3 論文作成にあたっては、研究計画の中間報告や複数教員による、組織的で計画的な研究指導体制をとっている。
- 4 専門看護師コースでは、特定分野におけるケアとキュアを融合した看護実践力、保健医療福祉チーム内の調整力などの育成をめざし、看護実践力の高い専門看護師とタイアップして日本看護系大学協議会で認定された専門看護師教育を展開している。
- 5 助産実践コースでは、助産師免許取得に必要な科目のみならず、多職種と連携してハイリスクに対応でき、多様な年代の性と生殖に関わる健康課題に応えられる専門的知識・技術や倫理的態度を育成する科目を置いている。

3) ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）

所定の単位を修得し、次のような研究能力や看護実践能力を有する者に修士（看護学）の学位を授与する。

- 1 看護学に寄与する修士論文の作成を通して、学際的で深い科学的知識を基にした体系的な研究方法を修得している。
- 2 専門看護師コースでは、1に加えて特定の看護分野における高度な知識と技術を修得している。さらに、総合的な判断力をもって組織的に問題解決をはかる能力を身につけている。
- 3 助産実践コースでは、1に加えて専門化・複雑化する助産分野に対応できる助産実践能力と助産管理の基盤となる能力を修得している。さらに、女性のライフサイクル全般の性と生殖に関わる健康課題に応える能力を身につけている。

2 博士前期課程のコース、専門領域・研究教育分野の概要

看護学研究科に看護学専攻を設け、3 専門領域及び 9 研究教育分野で構成される。そして教育課程には、「研究コース」と「助産実践コース」がある。

1) コースの概要

「研究コース」

看護学の学問体系の構築に貢献する教育・研究職の人材育成を目指すコースである。

看護学に関する知識をさらに深化・発展させて、看護の理論、技術、道具等のデザインや新しい看護援助の開発をするための研究方法を体系的に学ぶ。

「助産実践コース」

高度な専門知識・技術を有する助産実践能力および助産学を発展させる能力を養い、助産師免許取得を目指すコースである。専門化・複雑化する助産を取り巻く状況の中で、多職種と連携・協働し、質の高い助産ケアを提供する役割が果たせるように、高度な助産学の知識と技術を体系的に学ぶ。

2) 専門領域、研究教育分野の概要

【健康看護学領域】

健康看護学領域では、地域で生活するあらゆる健康レベルの人々またはその家族に対する総合的ヘルスケアをデザインするための高度な理論・方法・実践能力をもった人材を養成する。健康看護学領域は、「看護デザイン分野」「地域・精神・保健学分野」「看護管理学」の 3 つの研究教育分野から構成される。

看護デザイン分野

人間のケアを目的にする看護学固有の理念のもとに、看護学の新しい領域として看護デザインを位置づけた。看護学の構成要素として考えられる人間と環境相互のよりよいありかたを探究し、新しい看護を構築していくためのデザインに関連する内容を取り扱う。

具体的には、地域社会で療養生活を営んでいるさまざまな対象とそこに関わる看護者に対して、生命力を高め生活を支援するための道具や設備、療養環境、ケアの方法の設計から有効性の検証まで、学際的なアプローチができるよう基礎となる理論と方法論を学び、対象にとってより有効性の高い看護をデザインするための研究能力の修得をめざしている。

地域・精神・保健学分野

この分野は、一定の行政区域からなる地域住民を対象に健康生活の側面から捉える地域看護、障害者に対するノーマライゼーションも含めた豊かな社会構築を追求する地域・精神・保健看護を包含しており、各々について特論・演習・実習科目を設定している。

したがって教授内容は、あらゆる健康レベルと地域社会の場に応じた援助方法、知的障害者又は精神障害者本人・家族への支援方法、及び地域ケア支援体制づくりに関する看護援助提供方法等である。

看護管理学分野

多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供するには、優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有する看護管理者が求められる。保健・医療・福祉の変化に応じて看護サービスの質を保证するためのヘルスケアシステムを改革・創造できる高度な看護実践者の育成を目指す。また、職位に関わらずリーダーシップスキル、マネジメントスキルを発揮して、看護組織の掲げる様々なレベルの目標を達成できる人材の育成を目指す。

なお、本分野では、実務経験に応じて認定看護管理者の認定審査の受験資格に対応した科目を開講する。

【実践看護学領域】

実践看護学領域では、各ライフサイクル期にある対象の特性や健康問題の理解を基盤とし、これらの対象に対する看護援助の理論・方法に関するより高度な研究能力と実践能力を持つ人材を養成する。

実践看護学領域は、「女性看護学分野」「子どもと家族の看護学分野」「成人看護学分野」「老年看護学分野」「在宅看護学分野」の5つの研究教育分野から構成される。

女性看護学分野

性と生殖に関する健康と権利をベースに、女性の生涯の健康と看護を、生涯発達、女性のライフサイクルおよび家族のライフサイクルの視点から考えていく。対象理解において女性だけでなく男性も当然のごとく視野に入れる必要がある。思春期、周産期、母児関係、子育て、感染症、婦人科疾患、DV、不妊、独身女性、更年期から老年期等々にある人々に対する既存の専門的知識を習得し援助活動を習得する。さらに対象者と家族が有する多様なニーズ、課題に創造的で先駆的な取り組みができる実践・研究能力を養い高める。

子どもと家族の看護学分野

子どもと家族の発達や健康生活、養育環境の重要性等、子どもと家族の状態を総合的に理解し援助するために重要となる知識や理論を学ぶ。また、育児不安や子どもの虐待等、現代社会における子どもと家族をとりまく諸問題を取り上げ、その実態や背景、保健・医療・福祉等の広い分野にわたる予防や支援、他職種間の連携について学ぶとともに、当事者の視点で問題を捉え、親子への対応や関わり、ケアを探究する素地を養う。

成人看護学分野

がんや危機的な状況にある人、および、慢性的な疾患をもった患者とその家族を対象にした看護を扱う。対象理解に必要な病態生理に関する専門的知識、看護理論を修得し、看護実践における活用法を学ぶ。また、看護実践における他職種との連携、倫理的課題の解決法について修得する。さらに、治療を受ける患者のみならず、治療後の患者や治療効果が期待できなくなった患者や家族への継続ケア、および緩和ケアにも焦点をあてる。

老年看護学分野

歴史的・社会的存在としての高齢者への理解を深め、老化過程や生活の営みに関連する健康問題に対して、高度な専門的知識と判断に基づく援助活動を修得する。また、高齢者のセルフケア能力の開発に貢献するケア方法を探究する。さらに、高齢者と家

族のQOL向上のために施設内・外における保健・医療・福祉領域での密接な調整、相談機能を高め、高齢者と家族が有する多様なニーズ、課題に創造的・先駆的な取り組みができる実践・研究能力を修得する。

在宅看護学分野

生活の場で療養をしている新生児から高齢者を対象に、生活の質（QOL）を高め、その人が望む生活を維持できるように本人、家族に対し、看護を提供するための知識と理論を学ぶ。また、在宅ケアシステムやケアマネジメント、保健・医療・福祉に関連する職種との連携・協働のあり方、在宅における継続看護について学ぶ。それらの学びをふまえ、在宅看護・在宅ケアの質の向上を図るための看護研究能力を育成することを目指す。

【助産看護学領域】

助産看護学分野

助産看護学領域では、マタニティサイクルにある対象や女性のライフサイクル全般にわたる特性及び健康問題の理解を基盤とし、最新の医療ケアに応じた科学的な根拠に基づく確実に安全な助産実践と性と生殖に関わる相談・教育・支援方法について学ぶ。それらと平行して、助産管理や助産教育研究について精通し、高い倫理観と社会的使命感を持ちながら、生涯にわたり助産実践や助産学の発展に貢献できる専門職業人を養成することを目指す。

3 研究指導教員と研究テーマ

【健康看護学領域】

看護デザイン分野

職 位	氏 名	研究テーマ
教授	小林 宏光	・生理機能・身体機能の測定を用いた看護技術評価の実験的研究 ・歩行・睡眠・自律神経機能など高齢者の身体特性の研究
教授	垣花 渉	・健康の維持・増進を図る体力科学研究 ・コンピテンシーを育成する教育実践に関する研究
准教授	松田 幸久	・ヒトの認知機能についての実験心理学的研究とその応用 ・脳構造に着目した認知機能および精神疾患特異性についての計算論的神経科学

地域・精神・保健学分野

職 位	氏 名	研究テーマ
教授	今井 秀樹	・ヒト集団を対象とした人類生態学的研究 ・わが国の疾病構造に関する疫学的研究
教授	美濃由紀子	・他害行為を行った精神障がい者の評価，治療，社会復帰支援に関する研究 ・精神科身体合併症看護に関する研究
教授	米澤 洋美	・保健師実践活動に関する研究 ・介護予防に関する研究 ・保健師の現任教育に関する研究

看護管理学分野

職 位	氏 名	研究テーマ
教授	石川 倫子	・看護管理に関する研究 ・看護師のキャリア形成・発達に関する研究 ・在宅療養移行支援に関する研究
教授	木田 亮平	・災害時の持続的な看護提供体制づくりに関する研究 ・地理情報システムを用いた災害・防災に関する研究 ・災害等を見据えた組織マネジメントに関する研究

【実践看護学領域】

女性看護学分野

職 位	氏 名	研究テーマ
教授	米田 昌代	・グリーフケアに関する研究（主に周産期の死：流産・死産・新生児死亡を対象） ・助産師の専門的ケアに関する研究

子どもと家族の看護学分野

職 位	氏 名	研究テーマ
教授	戸部 浩美	・家族のレジリエンスを高めるプログラム ・愛着形成を促す／妨げる養育態度 ・感情調整・感情の社会化 ・家族のマインドフルネス
准教授	千原 裕香	・親になる前の若者に対する子ども虐待予防教育に関する研究 ・マルトリートメント予防や子育て支援に関する研究

成人看護学分野

職 位	氏 名	研究テーマ
教授	峰松 健夫	・スキنبロットティングによる慢性脱水同定・予測法の開発 ・スキنبロットティングによる認知症の予測法の開発 ・非侵襲的創傷アセスメント技術の開発 など
教授	平居 貴生	・生活習慣病予防に関する時間生物学的研究 ・骨代謝と栄養に関する研究
教授	紺家千津子	・創傷、皮膚障害に対するケア技術開発に関する研究 ・創傷・スキンケア看護における遠隔支援に関する研究 ・ストーマを含む排泄ケア技術の開発に関する研究
教授	今井 美和	・がんの予防に関する研究 ・感染症の予防に関する研究
教授	臺 美佐子	・がん治療後の副作用・合併症に対するケア技術開発に関する研究 ・がん看護における遠隔支援に関する研究 ・リンパ浮腫のエコーアセスメント技術開発に関する研究
教授	大貝 和裕	・創傷の発生・再発における細菌叢の関与の解明と是正法の開発 ・スキنبロットの網羅的検査法の開発と応用 ・MicroRNA を標的にした創傷アセスメント技術の開発と応用
准教授	長谷川陽子	・スキنبロットティングを用いた栄養評価技術の開発と応用
准教授	松本 智里	・がん患者のアピアランスケアに関する研究

老年看護学分野

職 位	氏 名	研究テーマ
教授	真田 弘美	・看護理工学におけるケアイノベーション
教授	岩佐 和夫	・神経疾病に関する研究 ・口腔機能に関する研究
教授	北村 言	・褥瘡のアセスメント、ケア技術に関する研究 ・高齢者の在宅療養支援に関する研究
教授	松本 勝	・在宅療養高齢者の幸福寿命延伸を目指した AI ロボティックケア開発に関する研究 ・座位での身体状態のモニタリング手法の開発 ・超音波検査（エコー）を用いたフィジカルアセスメントに関する研究（排泄等） ICT や MR 技術を活用した訪問看護の遠隔支援に関する研究

在宅看護学分野

職 位	氏 名	研究テーマ
教授	桜井志保美	・介護者の健康支援 ・医療的ケア児の育児支援 ・在宅看護に関する研究

【助産看護学領域】

助産看護学分野

職 位	氏 名	研究テーマ
教授	亀田 幸枝	・プレコンセプションケアの推進に関する研究 ・出産前教育の効果や測定用具に関する研究 ・助産師教育に関する研究

4 学修の手引き

1) 学年・学期

学年は、4月1日に開始し、翌年3月31日に終了します。
本学では、学年を次の2期に分けています。

前 期	4 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日
後 期	1 0 月 1 日 ～ 翌年 3 月 3 1 日

2) 授業時間

授業時間は、各時限 90 分とし、1 日 7 時限に区切られています。

時 限	授 業 時 間
1 時限	9 時 0 0 分 ～ 1 0 時 3 0 分
2 時限	1 0 時 4 0 分 ～ 1 2 時 1 0 分
3 時限	1 3 時 0 0 分 ～ 1 4 時 3 0 分
4 時限	1 4 時 4 0 分 ～ 1 6 時 1 0 分
5 時限	1 6 時 2 0 分 ～ 1 7 時 5 0 分
6 時限	1 8 時 0 0 分 ～ 1 9 時 3 0 分
7 時限	1 9 時 4 0 分 ～ 2 1 時 1 0 分

3) 休講・補講・集中講義等

- (1) 休 講： 本学の公式行事等や、担当教員の都合により授業ができなくなった場合は、ポータルサイト等でお知らせします。

休講の案内がないにもかかわらず、講義開始から 30 分を経過しても担当教員が来ない場合は、教務学生課に問い合わせる指示を受けてください。

このほか、交通機関のスト、気象警報発令の場合は、休講になることがあります。気象警報発令等に伴う休講は、担当教員の判断により対応しますので、担当教員の指示に従ってください。

- (2) 補 講： 休講となった授業の補充として補講が行われる場合は、連絡しますので、日時・講義室などをよく確かめて授業に出席してください。

- (3) 集中講義： 授業科目によっては、ある一定期間内に集中して行う講義があります。詳細については、掲示等により科目責任者から連絡します。

4) 既修得単位の認定

本学入学前に他大学院等において修得した単位について、教育上有益と認めるときには、本学において履修したものとして単位を認定することができます。(ただし、特別研究は除く)

既修得単位の認定を希望する場合は、指定された期日までに「既修得単位認定等申請書」に必要書類(※)を添え、教務学生課に提出してください。

※必要書類

- ①修得科目の単位数、授業時間数、単位修得・成績を証明する書類（成績証明書等）
- ②修得科目の教育内容が判断できる書類（シラバス等）

5) 履修方法

入学時オリエンテーションと履修方法等に関するガイダンスを受けた後、指導教授の助言を受けて履修計画を立てます。

(1) 履修計画・履修科目の選択

研究コースは表1（17～18頁）、助産実践コースは表2（19～20頁）を参考に履修科目を計画的に選択してください。

なお、履修科目の選択にあたっては必ず指導教授の確認を受けてください。

(2) 履修登録

履修登録の際の注意点は以下のとおりです。

- ①履修登録をせずに受講しても、その授業科目の単位は修得できません。
- ②履修登録後は、原則として授業科目を変更又は取り消すことはできません。
- ③施設上または教育上やむを得ないと認められる場合は、履修登録の事前又は事後に、履修者を制限する場合があります。履修登録を行っても、必ずしもその科目が受講できるとは限りませんので、注意してください。

履修登録の手続

ア 履修相談

履修制度や履修登録手続などについて不明な点があれば、履修登録期間中に指導教員、教務学生課に相談し、自分の履修登録を行ってください。

イ 履修登録届の提出

「履修登録届」（21頁）は、履修登録期間内に教務学生課に提出してください。履修登録届を郵送することも可能ですが、履修登録期間内に到着しない場合は、受理できませんので注意してください。なお、履修登録期間終了後は、履修登録・変更等はできません。必ず期間内に提出してください。

ウ 履修登録確認表の配付

個人別の履修登録内容を記述した「履修登録確認表」を教務学生課から配付するので、各自、自分が受講する授業科目が正しく登録されているかを確認してください。

エ 修正手続

「履修登録確認表」に誤りがある場合は、修正手続期間内に「履修登録変更願」（21頁）を教務学生課に提出してください。

オ 履修登録の承認

「履修登録確認表」に掲載された授業科目は、履修が承認されたことになります。

カ その他

履修登録に関する連絡は、ポータルサイト等で行いますので、注意してください。

6) 修了要件と取得学位

本研究科博士前期課程に2年以上在籍し、共通科目14単位以上（必修10単位《特別研究6単位を含む》・選択4単位以上）、専門科目16単位以上、計30単位以上を修得した者には、修士（看護学）の学位が授与されます。なお、特別研究は、修士論文の審査及び最終試験（学則第13条）に合格することが必要です。

7) 助産師国家試験の受験資格に必要な単位

本研究科博士前期課程に2年以上在籍し、共通科目18単位以上（共通科目Aから必修科目10単位《特別研究6単位を含む》・選択科目4単位以上、共通科目Bから4単位）、指定された専門科目から44単位以上、計62単位以上を修得した者は、助産師国家試験の受験資格が得られます。

8) 試 験

筆記試験、口述試験、レポートの提出などの方法で、原則として学期末に実施されます。

(1) 受験資格

原則として授業実施回数の3分の2以上の出席を受験資格要件とします。

(2) 追試験

病気その他やむを得ない理由で試験を欠席した場合は、追試験を受けることができます。「追試験願」を教務学生課に提出してください。

(3) 再試験

試験に合格しなかった場合、再試験は原則として行いません。

9) 成績評価

(1) 成績評価は下記のとおりです。ただし、成績表に点数は表記されません。

成績評語	点 数	単位付与
A	80点～100点	合 格
B	70点～ 79点	合 格
C	60点～ 69点	合 格
D	59点以下	不合格

(2) 不合格になった科目は、改めて再履修することができます。

(3) 通知のあった成績に異議のある場合は、原則として通知日から7日以内に科目担当教員へ申し出ることができます。

10) 特別研究と修士論文

(1) 専攻分野および指導教授の決定

- (i) 学生は、研究課題とともに希望する研究教育分野及び特別研究の指導教授名を「研究教育分野・指導教授等希望申請書」(21 頁)により1年次4月の定められた日までに教務学生課に申請してください。
- (ii) 研究科委員会は、学生の希望に基づき特別研究の指導に適する指導教授を決定し、「研究教育分野・指導教授等決定通知書」により通知します。
- (iii) 「研究教育分野・指導教授等決定通知書」の内容に変更が生じる場合は、直ちにその旨を「研究教育分野・指導教授等変更申請書」により教務学生課に申請してください。

(2) 研究課題の決定、研究計画の立案

- (i) 指導教授と話し合い、研究課題を決定します。
- (ii) 決定した研究課題に関して先行研究の整理、仮説の設定等を行い、研究計画を立案します。

(3) 研究の遂行と中間報告

- (i) 学生は、研究計画に従って研究を遂行してください。研究課題についての予備調査などを経て決定した研究方法で取り組み、データ収集・分析等を行い、研究成果をまとめてください。
- (ii) 修了年度前期終了までの定められた時期に、研究の中間報告を行います。

(4) 修士論文の提出、研究発表会

- (i) 学生は、修士論文を指定した期日までに教務学生課に提出してください。
- (ii) 提出後、定められた時期に修士論文について研究発表を行います。

(5) 博士前期課程の修了及び学位の授与

- (i) 研究科委員会は、修了要件を満たした学生の博士前期課程の修了要件を認定し、それに基づいて学長が修士(看護学)の学位を授与します。
- (ii) 学位の授与は、学位記の交付によって行われます。

詳細は、「修士論文作成に関するガイドライン」を参照してください

11) 実習科目履修者

(1) 実習に関連した検査及び事後検査

実習科目を履修する学生は、以下の感染症の検査が必要です。新入生は、各自入学前に抗体価検査を受け、入学時に保健調査と併せて保健室まで結果を提出してください。なお、抗体価検査と予防接種にかかる費用はすべて学生負担です。

- (i) 麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘

抗体価が基準を満たさない場合は、保健室から個別に連絡しますので、医療機関で予防接種を受け、報告書を提出してください。

(ii) B型肝炎・C型肝炎

新入生は入学時の定期健康診断でB型肝炎抗原抗体価、C型肝炎抗体価検査を実施します。B型肝炎抗原、抗体共に陰性の場合は、各自医療機関でB型肝炎の予防接種を受け、報告書を提出してください。1クール接種後にB型肝炎抗体価検査を実施し、予防接種による抗体の獲得を確認します。1クルールの接種で抗体がつかなかった場合は、2クール目まで接種を指導しています。2クール接種者は、接種後報告書、抗体価検査結果を再度提出してください。

すでに抗体価検査と予防接種を受けている場合は、最新の検査結果を提出してください。B型肝炎抗体を獲得していない者は、予防接種を最後に受けた日を証明できる書類を提出してください。

この他、必要に応じて実習前に感染症の検査や予防接種を勧奨する場合があります。

表 1

令和7年度 博士前期課程研究コース授業科目・担当教員等一覧表

- 1 各研究コースの列で、共通と各専門分野の欄に記載されている必要単位数を合わせたものが修了要件となります。
不足のないよう指導教員と相談の上、履修登録してください。
- 2 他分野の実習科目は、原則、履修不可とします。
- 3 ◎印は、必修科目、×は受講が不可の科目です。
- 4 ○印は、各研究コースで修了要件として受講が指定されている科目、■印は■印の付いた科目の中から、また、●印は●印の付いた科目の中から指定単位をとる科目、△印は他分野等で履修可能な科目(科目担当教員と要相談)です。

共通・領域	分野	科目	必修・選択	年次	単位	時間	研究コース										担当教員								
							看護デザイン		地域・精神・保健学		看護管理学		女性看護学		子どもと家族の看護学								成人看護学		老年看護学
共通	A	看護科学と看護理論	必修	1/前	2	30	◎		◎		◎		◎		◎		◎		石川倫子 中嶋優太	真田弘美	川島和代	美濃由紀子	臺美佐子	北村 言	
		看護研究	必修	1/前	2	30	◎		◎		◎		◎		◎		◎		紺家千津子	川島和代	峰松健夫	米澤洋美	小林宏光	米田昌代	
		データ分析方法論	選択	1/後	2	30	■	◎印 10単位	■	◎印 10単位	■	◎印 10単位	■	◎印 10単位	■	◎印 10単位	■	◎印 10単位	■	◎印 10単位	小林宏光	米田昌代			
		コンサルテーション論	選択	1/前	2	30	■		■		■		■		■		■		■		美濃由紀子	松田幸久	武山雅志		
		ケアと哲学	選択	1/後	2	30	■	■印から	■	○印 2単位	■	○印 2単位	■	■印から	■	○印 2単位	■	■印から	■	○印 2単位	美濃由紀子	米澤 洋美	中嶋 優太	臺 美佐子	亀田幸枝
		看護教育特論	選択	1/前	2	30	■	4単位以上	■		■	4単位以上	■		■		■	4単位以上	■		石川倫子	垣花 渉	寺井梨恵子		
		看護管理特論	選択	1/前	2	30	■		■	■印から	○	■印から	■		■	■印から	■		■	■印から	石川倫子	木田亮平	寺井梨恵子		
		国際看護特論Ⅰ	選択	隔年通年	2	30	■		■	2単位以上	■	2単位以上	■		■	2単位以上	■		■	2単位以上	戸部浩美	学内教員	University of Illinoisの招聘教員		
		国際看護特論Ⅱ	選択	隔年通年	2	30	■		■		■		■		■		■		■		戸部浩美				
		看護福祉政策論	選択	1/後	2	30	■		■		■		■		■		■		■		米澤洋美	三部徳子	木田亮平		
		家族看護特論	選択	1/後	2	30	■		○		■		○		○		■		○		桜井志保美	竹本早知子			
	B	臨床薬理学	選択	1/前	2	30	△		△		△		△		△		△		△		平居貴生 阪上学	岩佐和夫 野村一人	益岡尚由 安井正英	安本和生 小倉慶雄	陳文筆 臺美佐子
		アドバンスト フィジカルアセスメント	選択	1/前	2	30	△		△		△		△		△		△		△		岩佐和夫	石川倫子	吉田弘毅	加藤美奈子	
		病態生理学	選択	1/前	2	30	△	共通	△	共通	△	共通	△	共通	△	共通	△	共通	△	共通	今井美和	平居貴生	岩佐和夫	紺家千津子	
		特別研究	必修	2/通	6	135	◎	【計 14単位 以上】	◎	【計 14単位 以上】	◎	【計 14単位 以上】	◎	【計 14単位 以上】	◎	【計 14単位 以上】	◎	【計 14単位 以上】	◎	【計 14単位 以上】	小林宏光 石川倫子 今井美和 桜井志保美 松本智里	垣花渉 戸部浩美 臺美佐子 米田昌代 千原裕香	今井秀樹 峰松健夫 大貝和裕 亀田幸枝	美濃由紀子 平居貴生 真田弘美 松田幸久	米澤洋美 紺家千津子 岩佐和夫 松本勝

看護専門科目	看護デザイン分野	看護デザイン論	選択	1/前	2	30	○	○印 10単位	△		△		△		△		△		小林宏光	松田幸久						
		看護デザイン特論Ⅰ	選択	1/前	2	30	○	△印から	△		△		△		△		△		小林宏光	寺井梨恵子	石井和美					
		看護デザイン特論Ⅱ	選択	1/前	2	30	○	6単位以上	△		△		△		△		△		小林宏光	垣花渉						
		看護デザイン演習Ⅰ	選択	1/後	2	45	○	【計16単位以上】	×		△		△		△	○印 9単位	△		△		小林宏光	垣花渉	寺井梨恵子	石井和美		
		看護デザイン演習Ⅱ	選択	2/前	2	45	○		×		△		△		△	△印から7単位以上	△		△		小林宏光	垣花渉	寺井梨恵子	石井和美		
	地域・精神・保健学分野	地域看護学研究特論	選択	1/前	1	15	△		●		△		△		△		△		△		米澤洋美	今井秀樹				
		地域看護学特論	選択	1/前	2	30	△		●		△		○		△	【計16単位以上】	△		△		米澤洋美	今井秀樹				
		地域看護診断・展開特論	選択	1/後	2	30	△		●	●印から	△		△		△		△		△	○	米澤洋美	今井秀樹	室野奈緒子	嶋 雅奈恵		
		地域看護診断・展開演習	選択	1/後	2	30	△		●	12単位以上	△		△		△		△		△		米澤洋美	今井秀樹	室野奈緒子	嶋 雅奈恵		
		地域看護管理特論	選択	2/前	1	15	△		●	△印から	△		△		△		△		△		米澤洋美					
		地域ケアシステム開発論	選択	2/前	2	30	△		●	4単位以上	△		△		△		△		△		米澤洋美					
		精神保健看護学特論Ⅰ	選択	1/後	2	30	△		●	【計16単位以上】	△		△		△		△		△		美濃由紀子	大江真吾				
		精神保健看護学特論Ⅱ	選択	2/前	2	30	△		●		△		△		△		△		△		美濃由紀子	大江真吾				
		精神保健看護学演習Ⅰ	選択	1/前	2	30	×		●		×		×		×		×		×		×		美濃由紀子	大江真吾		
		精神保健看護学演習Ⅱ	選択	2/前	2	30	×		●		×		×		×		×		×		×		美濃由紀子	大江真吾		
	看護管理学分野	看護組織論	選択	1/前	2	30	△		△		○		△		△		△		△		石川倫子	木田亮平	中村真寿美	藤田恵子	中西容子	池田富三香
		人的資源活用論	選択	1/前	2	30	△		△		○	○印 12単位	△		△		△		△		石川倫子	木田亮平	松田幸久	湯野智香子		
		看護経済・経営論	選択	1/後	2	30	△		△		○	△印から4単位以上	△		△		△		△		石川倫子	吉村光弘	野村仁美	高山一夫	丸山洋三	
		看護管理演習	選択	1/後	4	90	×		×		○	【計16単位以上】	×		×		×		×		×		石川倫子	木田亮平	田中智恵子	
		看護管理実習	選択	1/後	2	60	×		×		○		×		×		×		×		×		石川倫子	木田亮平		

科目	領域	分野	科目	必修・ 選択	年次	単位	時間	研究コース										担当教員				
								看護デザイン	地域・精神・保健学	看護管理学	女性看護学	子どもと家族の看護学	成人看護学	老年看護学	在宅看護学							
看護専門科目	実践看護学領域	女性看護学分野	女性看護学特論Ⅰ	選択	隔年前期	2	30	△		△		△		○印 12単位 (地域看護学特論 2単位含む)	△		△		△		米田昌代 桶作梢 野沢ゆり乃 川島和代 笹川寿之	
			女性看護学特論Ⅱ	選択	隔年前期	2	30	△		△		△		○	△		△		△		米田昌代 桶作梢 野沢ゆり乃 吉川由紀子 千原裕香	
			女性看護学特論Ⅲ	選択	1/前	2	30	△		△		△		○	△印から 4単位以上	△		△		△		米田昌代 桶作梢 野沢ゆり乃
			女性看護学演習Ⅰ	選択	1/前	2	45	△		△		△		○	△		△		△		米田昌代 桶作梢 野沢ゆり乃	
			女性看護学演習Ⅱ	選択	1/後	2	45	△		△		△		○	【計16単位以上】	△		△		△		米田昌代 桶作梢 野沢ゆり乃
		子ども看護学と家族の分野	子どもの発達援助論	選択	1/前	2	30	△		△		△		○	○印 8単位	△		△		△		戸部浩美 千原裕香 瀬戸美津子
			子どものフィジカルアセスメント	選択	1/後	2	30	△		△		△		●	●印から2単位以上 △印から6単位以上	△		△		△		戸部浩美 千原裕香
			子どもの病態治療学特論	選択	1/前	2	30	△		△		△		●	△印から6単位以上	△		△		△		戸部浩美 千原裕香
			子どもと家族の看護演習	選択	1/前	2	30	△		△		△		○	【計16単位以上】	△		△		△		戸部浩美 千原裕香
			子どもと家族の援助論	選択	1/後	2	30	△		△		△		●		△		△		△		戸部浩美 千原裕香
			子どもと家族のケアシステム論	選択	1/後	2	30	△		△		△		●		△		△		△		戸部浩美 千原裕香
			子どもと家族の保健医療福祉特論	選択	1/前	2	30	△		△		△		○		△		△		△		戸部浩美 千原裕香 武山雅志 熊谷有紀子 明橋大二 鮫島浩二 キタ幸子 松井弘美 森崎真由美 西真理子
			子どもと家族の保健医療福祉演習	選択	1/後	2	45	△		△		△		○		△		△		△		戸部浩美 千原裕香 松井弘美 瀬戸美津子 熊谷有紀子 武山雅志
			成人看護学分野	成人看護学特論	選択	1/前	2	30	△		△		△		○		△		△		△	
		がん看護援助論		選択	1/前	2	30	△		△		△		△	○印 2単位	△		△		△		臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
		がん病態治療学特論		選択	1/前	2	30	△		△		△		△	●、△印から 14単位以上	△		△		△		今井美和 今井秀樹 矢野聖二 江嵐充治
		緩和ケア演習Ⅰ		選択	1/前	2	45	△		△		△		●		△		△		△		臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
		緩和ケア演習Ⅱ		選択	1/後	2	45	×		×		×		×	【計16単位以上】	×		×		×		臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
		がん看護学演習Ⅰ		選択	1/前	2	30	△		△		△		△		△		△		△		臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
		がん看護学演習Ⅱ		選択	1/後	1	30	×		×		×		×		×		×		×		臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
		がん看護学演習Ⅲ		選択	1年次通年	1	30	△		△		△		●		△		△		△		臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
		慢性期看護学演習		選択	1/後	4	90	×		×		×		●		×		×		×		臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
		急性期病態治療学特論		選択	1/前	2	30	×		×		×		●		×		×		×		紺家千津子 南條裕子
		急性期援助論		選択	1/前	2	30	×		×		×		●		×		×		×		紺家千津子 南條裕子
		急性期看護学演習		選択	1/後	4	90	×		×		×		●		×		×		×		紺家千津子 南條裕子
		看護イノベーション特論		選択	1/前	2	30	△		△		△		●		△		△		△		峰松健夫 紺家千津子 臺美佐子 大貝和裕 長谷川陽子
		ビジュアル看護実践論		選択	1/前	2	30	△		△		△		●		△		△		△		臺美佐子 紺家千津子 峰松健夫 大貝和裕 松本 勝 長谷川陽子 松本智里
		ビジュアル看護社会実装演習		選択	1/後	4	90	×		×		×		●		×		×		×		大貝和裕 紺家千津子 峰松健夫 臺美佐子 長谷川陽子 松本智里
		老年看護学分野	老年看護特論	選択	1/前	2	30	△		△		△		△		○		△		△		北村言 松本勝
			高齢者健康生活論	選択	1/前	2	30	△		△		△		△		△	○印 8単位 △印から 8単位以上	△		△		北村言 松本勝
			老化過程と病態論	選択	1/前	2	30	△		△		△		△		△		△		△		北村言 松本勝
			高齢者援助論	選択	1/前	2	30	△		△		△		△		△		△		△		北村言 松本勝
			高齢者ケアシステム論	選択	1/後	2	30	△		△		△		△		○	【計16単位以上】	△		△		北村言 松本勝
			老年看護演習Ⅰ(慢性期看護)	選択	1/後	2	45	△		△		△		△		○		△		△		北村言 松本勝
			老年看護演習Ⅱ(認知症看護)	選択	1/後	2	45	△		△		△		△		○		△		△		北村言 松本勝
		在宅看護学分野	在宅看護特論	選択	1/前	2	30	△		△		△		△		△		△		○	○印 6単位 (地域看護診断・展開 特論 2単位含む)	桜井志保美 山路朋子 牛村春奈
			在宅看護演習	選択	1/後	2	45	△		△		△		△		×		△		○		桜井志保美 山路朋子 牛村春奈
			家族看護実習	選択	2/前	2	60	×		×		×		×		×		×		×	△印から 10単位以上	桜井志保美
			在宅看護実習	選択	2/前	2	60	×		×		×		×		×		×		×	【計16単位以上】	桜井志保美

表 2

令和7年度 博士前期課程助産実践コース授業科目・担当教員等一覧表

- 1 表を参考に、不足のないよう指導教員と相談の上、履修登録してください。
- 2 他分野の実習科目は、原則、履修不可とします。
- 3 共通: ◎印(10単位)は必修科目、○印は助産実践コースで履修しなければならない科目(8単位)、△印は履修可能な科目(科目担当教員と要相談)。
- 4 看護専門科目: ○印は助産実践コースで履修しなければならない科目(12単位)、△印は履修可能な科目(科目担当教員と要相談)、×印は受講できない科目です。
- 5 助産看護学領域: ○印(32単位)は助産師国家試験受験資格として必要な科目です。

共通・領域	分野	科目	必修・選択	年次	単位	時間	必要科目	担当教員
共通	A	看護科学と看護理論	必修	1/前	2	30	◎	石川倫子 真田弘美 川島和代 美濃由紀子 臺美佐子 北村 言 中嶋優太
		看護研究	必修	1/前	2	30	◎	紺家千津子 川島和代 峰松健夫 米澤洋美 小林宏光 米田昌代
		データ分析方法論	選択	1/後	2	30	○	小林宏光 米田昌代
		コンサルテーション論	選択	1/前	2	30	△	美濃由紀子 松田幸久 武山雅志
		ケアと哲学	選択	1/後	2	30	○	美濃由紀子 米澤洋美 中嶋優太 臺美佐子 亀田幸枝
		看護教育特論	選択	1/前	2	30	△	石川倫子 垣花渉 寺井梨恵子
		看護管理特論	選択	1/前	2	30	△	石川倫子 木田亮平 寺井梨恵子
		国際看護特論Ⅰ	選択	隔年通年	2	30	△	戸部浩美 学内教員 University of Illinoisの招聘教員
		国際看護特論Ⅱ	選択	隔年通年	2	30	△	戸部浩美
		看護福祉政策論	選択	1/後	2	30	△	米澤洋美 三部徳子 木田亮平
		家族看護特論	選択	1/後	2	30	△	桜井志保美 竹本早知子
	B	臨床薬理学	選択	1/前	2	30	○	平居貴生 岩佐和夫 益岡尚由 安本和生 陳文筆 阪上学 野村一人 安井正英 小倉慶雄 臺美佐子
		アドバンスト フィジカルアセスメント	選択	1/前	2	30	○	岩佐和夫 石川倫子 吉田弘毅 加藤美奈子
		病態生理学	選択	1/前	2	30	△	今井美和 平居貴生 岩佐和夫 紺家千津子
		特別研究	必修	2/通	6	135	◎	小林宏光 垣花渉 今井秀樹 美濃由紀子 米澤洋美 石川倫子 戸部浩美 峰松健夫 平居貴生 紺家千津子 今井美和 臺美佐子 大貝和裕 松本勝 真田弘美 岩佐和夫 北村言 木田亮平 桜井志保美 米田昌代 亀田幸枝 松田幸久 長谷川陽子 松本智里 千原裕香
看護専門科目	看護デザイン分野	看護デザイン論	選択	1/前	2	30	△	小林宏光
		看護デザイン特論Ⅰ	選択	1/前	2	30	△	小林宏光 寺井梨恵子 石井和美
		看護デザイン特論Ⅱ	選択	1/前	2	30	△	小林宏光 垣花渉
		看護デザイン演習Ⅰ	選択	1/後	2	45	△	小林宏光 垣花渉 寺井梨恵子 石井和美
		看護デザイン演習Ⅱ	選択	2/前	2	45	△	小林宏光 垣花渉 寺井梨恵子 石井和美
	地域・精神・保健学分野	地域看護学研究特論	選択	1/前	1	15	△	米澤洋美 今井秀樹
		地域看護学特論	選択	1/前	2	30	△	米澤洋美 今井秀樹
		地域看護診断・展開特論	選択	1/後	2	30	△	米澤洋美 今井秀樹 室野奈緒子 嶋 雅奈恵
		地域看護診断・展開演習	選択	1/後	2	30	△	米澤洋美 今井秀樹 室野奈緒子 嶋 雅奈恵
		地域看護管理特論	選択	2/前	1	15	×	米澤洋美
		地域ケアシステム開発論	選択	2/前	2	30	×	米澤洋美
		精神保健看護学特論Ⅰ	選択	1/後	2	30	△	美濃由紀子 大江真吾
		精神保健看護学特論Ⅱ	選択	2/前	2	30	△	美濃由紀子 大江真吾
		精神保健看護学演習Ⅰ	選択	1/前	2	30	×	美濃由紀子 大江真吾
		精神保健看護学演習Ⅱ	選択	2/前	2	30	×	美濃由紀子 大江真吾
	看護管理学分野	看護組織論	選択	1/前	2	30	△	石川倫子 木田亮平 中村真寿美 藤田恵子 中西容子 池田富三香
		人的資源活用論	選択	1/前	2	30	△	石川倫子 木田亮平 松田幸久 湯野智香子
		看護経済・経営論	選択	1/後	2	30	△	石川倫子 吉村光弘 野村仁美 高山一夫 丸山洋三
		看護管理演習	選択	1/後	4	90	×	石川倫子 木田亮平 田中智恵子
		看護管理実習	選択	1/後	2	60	×	石川倫子 木田亮平
	女性看護学分野	女性看護学特論Ⅰ	選択	隔年前期	2	30	○	米田昌代 桶作梢 野沢ゆり乃 川島和代 笹川寿之
		女性看護学特論Ⅱ	選択	隔年前期	2	30	○	米田昌代 桶作梢 野沢ゆり乃 吉川由紀子 千原裕香
		女性看護学特論Ⅲ	選択	1/前	2	30	△	米田昌代 桶作梢 野沢ゆり乃
		女性看護学演習Ⅰ	選択	1/前	2	45	○	米田昌代 桶作梢 野沢ゆり乃
		女性看護学演習Ⅱ	選択	1/後	2	45	○	米田昌代 桶作梢 野沢ゆり乃

科目	領域	分野	科目	必修・選択	年次	単位	時間	必要科目	担当教員
		子どもと家族の看護学分野	子どもの発達援助論	選択	1/前	2	30	○	戸部浩美 千原裕香 瀬戸美津子
			子どものフィジカルアセスメント	選択	1/後	2	30	△	戸部浩美 千原裕香
			子どもの病態治療学特論	選択	1/前	2	30	△	戸部浩美 千原裕香
			子どもと家族の看護演習	選択	1/前	2	30	△	戸部浩美 千原裕香
			子どもと家族の援助論	選択	1/後	2	30	△	戸部浩美 千原裕香
			子どもと家族のケアシステム論	選択	1/後	2	30	△	戸部浩美 千原裕香
			子どもと家族の保健医療福祉特論	選択	1/前	2	30	○	戸部浩美 千原裕香 武山雅志 熊谷有紀子 明橋大二 鮫島浩二 キタ幸子 松井弘美 森崎真由美 西真理子
			子どもと家族の保健医療福祉演習	選択	1/後	2	45	△	戸部浩美 千原裕香 松井弘美 瀬戸美津子 熊谷有紀子 武山雅志
		成人看護学分野	成人看護学特論	選択	1/前	2	30	△	紺家千津子 臺美佐子 松本智里
			がん看護援助論	選択	1/前	2	30	×	臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
			がん病態治療学特論	選択	1/前	2	30	×	今井美和 今井秀樹 矢野聖二 江嵐充治
			緩和ケア演習Ⅰ	選択	1/前	2	45	×	臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
			緩和ケア演習Ⅱ	選択	1/後	2	45	×	臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
			がん看護学演習Ⅰ	選択	1/前	2	30	×	臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
			がん看護学演習Ⅱ	選択	1/後	1	30	×	臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
			がん看護学演習Ⅲ	選択	1年次通年	1	30	×	臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
			慢性期看護学演習	選択	1/後	4	90	×	臺美佐子 松本智里 瀧澤理穂
			急性期病態治療学特論	選択	1/前	2	30	×	紺家千津子 南條裕子
			急性期援助論	選択	1/前	2	30	×	紺家千津子 南條裕子
			急性期看護学演習	選択	1/後	4	90	×	紺家千津子 南條裕子
			看護イノベーション特論	選択	1/前	2	30	△	峰松健夫 紺家千津子 臺美佐子 大貝和裕 長谷川陽子
			ビジュアル看護実践論	選択	1/前	2	30	△	臺美佐子 紺家千津子 峰松健夫 大貝和裕 松本 勝 長谷川陽子 松本智里
			ビジュアル看護社会実装演習	選択	1/後	4	90	×	大貝和裕 紺家千津子 峰松健夫 臺美佐子 長谷川陽子 松本智里
		老年看護学分野	老年看護特論	選択	1/前	2	30	△	北村言 松本勝
			高齢者健康生活論	選択	1/前	2	30	△	北村言 松本勝
			老化過程と病態論	選択	1/前	2	30	△	北村言 松本勝
			高齢者援助論	選択	1/前	2	30	△	北村言 松本勝
			高齢者ケアシステム論	選択	1/後	2	30	△	北村言 松本勝
			老年看護演習Ⅰ(慢性期看護)	選択	1/後	2	45	△	北村言 松本勝
			老年看護演習Ⅱ(認知症看護)	選択	1/後	2	45	△	北村言 松本勝
		在宅看護学分野	在宅看護特論	選択	1/前	2	30	△	桜井志保美 山路朋子 牛村春奈
			在宅看護演習	選択	1/後	2	45	×	桜井志保美 山路朋子 牛村春奈
			家族看護実習	選択	2/前	2	60	×	桜井志保美
			在宅看護実習	選択	2/前	2	60	×	桜井志保美
助産看護学領域		助産看護学分野	助産学概論	選択	1/前	1	15	○	亀田幸枝 吉田みち代 彦野亜希子 椿麻衣子
			健康教育演習	選択	1年次	3	67.5	○	曾山小織 亀田幸枝 河合美佳 吉田みち代 川久保佳代 石田美幸 山岸和美 植田幸代 川島真希 瀬川紀子 北村牧子 吉川由起子
			助産診断・技術特論演習Ⅰ(概論・妊娠期)	選択	1/前	3	60	○	亀田幸枝 曾山小織 河合美佳 平吹信弥
			助産診断・技術特論演習Ⅱ(分娩期)	選択	1/前	4	90	○	曾山小織 河合美佳 亀田幸枝 川久保佳代 石田美幸
			助産診断・技術特論演習Ⅲ(産褥期・新生児期・乳幼児期)	選択	1/前	2	45	○	亀田幸枝 曾山小織 河合美佳 新井陽子
			助産診断・技術特論演習Ⅳ(ハイリスク)	選択	1/後	3	60	○	曾山小織 亀田幸枝 河合美佳 平吹信弥 桑原陽祐 上野康尚 渡部香名映 工藤淳子 川島真希
			助産管理特論	選択	2/前	2	30	○	亀田幸枝 曾山小織 椿麻衣子 西澤勝恵 上野浩久 吉田みち代 川久保佳代
			地域母子保健特論	選択	1/後	2	30	○	亀田幸枝 河合美佳 戸部浩美 千原裕香 金子紀子 吉田みち代 椿麻衣子
			助産実践実習Ⅰ-1(正常・継続)	選択	1/後	5	225	○	亀田幸枝 曾山小織 河合美佳
			助産実践実習Ⅰ-2(正常)	選択	2/前	3	135	○	曾山小織 亀田幸枝 河合美佳
			助産実践実習Ⅱ(ハイリスク・継続)	選択	2/前	2	90	○	曾山小織 河合美佳 亀田幸枝
			助産管理実習	選択	2/前	2	90	○	亀田幸枝 曾山小織 河合美佳

資料 1

[illegible]

履 修 登 録 変 更 願

年 月 日

石川県立看護大学長 様

学籍番号
氏 名

下記科目の履修登録追加をお願いします。

授 業 科 目	単位数	変 更 理 由

下記科目の履修登録の削除をお願いします。

授 業 科 目	単位数	変 更 理 由

(大学院)

研究教育分野・指導教授等希望申請書

年 月 日

石川県立看護大学大学院研究科長 様

学籍番号
氏 名

下記のとおり研究課題・研究教育分野・指導教授・履修コースを希望します。

記

研究課題	
研究教育分野	
指導教授	
履修コース	

<研究科決定欄>

研究科長	担当教員	特 記 事 項

(大学院)

研究教育分野・指導教授等変更申請書

石川県立看護大学大学院研究科長 様

年 月 日
 学籍番号
 氏 名

下記のとおり研究課題・研究教育分野・指導教授・履修コースの変更を希望します。

記

【現在】

研 究 課 題	
研 究 教 育 分 野	
指 導 教 授	
履 修 コ ー ス	

【変更希望】

研 究 課 題	
研 究 教 育 分 野	
指 導 教 授	
履 修 コ ー ス	

変更理由

<研究科決定欄>

研 究 科 長	指 導 教 授	特 記 事 項

博士後期課程

Ⅳ 看護学研究科博士後期課程

1 教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

1) 教育目標

(1) 看護学や看護実践の発展に寄与する教育者・研究者の育成

看護・保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化や地域の要請に対応することができる高度で専門的な知識・技術と、総合的判断力、リーダーシップを備えた看護職を養成する。また、これまで蓄積された経験知や実践知に基づいてより効果的な看護ケアプログラムを開発していくとともに、健康に関する人々の反応や看護援助にまつわる専門的知識を系統的に理解し、諸科学の知見と関わらせながら看護学をさらに体系化し、かつ現代社会の変化や趨勢に照らして看護が果たすべき役割を発展的、科学的、体系的かつ原理的に探求していくことができる教育者・研究者を育成する。

(2) 科学的な理解に基づいて看護をデザインできる研究者の育成

地域社会並びにそこで生活するあらゆる健康レベルの人々やその家族に対して総合的なヘルスケアをデザインするために、高度な理論・方法など学際的な知識体系を修得・活用して新しい看護実践方法、環境、用具等の開発を行なう。さらに、それらの実践の場における有用性の検証を図り、実践に活かせるエビデンスを明らかにできる研究者を育成する。

(3) 対象の特性を踏まえた看護を実践できる研究者の育成

効果的な看護ケアプログラムの開発、あるいは対象者個々の個別性を踏まえ、その人たちが帰属する地域の文化的特性を踏まえた看護援助の開発、エビデンスに基づいた看護援助法の確立をめざした高度の研究を継続的に推進していくことのできる研究者を育成する。

2) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

博士後期課程では、看護学や看護実践の発展に寄与する研究者・教育者を育成するために、教育課程においては次のような点を重視している。

- 1 広い視野で看護学の学的基盤を見据え、看護実践のもととなる原理を解明する能力や人々の健康ニーズに役立てる能力を身につけるために、研究計画の中間報告や複数教員による組織的、かつ計画的な研究指導体制をとっている。
- 2 学位論文の審査にあたっては、他の大学院等の教員を審査委員に加える等、論文の質の向上と客観性の確保に努める。

3) ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）

所定の単位を修得し、看護学や看護実践の発展に向け、学位論文において新しい知見を産出し、自立した研究活動に必要な能力を有する者に博士（看護学）の学位を授与する。

2 博士後期課程の専門領域・研究教育分野の概要

看護学専攻の博士後期課程は、1 看護学領域および2 分野で構成されている。

【コミュニティケア・看護デザイン科学分野】

この分野では、あらゆるレベルの人々に対する、生活者としてのトータリティーを重視したケアをデザインし発展させる看護科学者の育成を目指す。その内容として、対象の生命力を高め生活を支援するための療養環境や生活道具・設備のデザイン、看護プログラムのデザイン、看護提供環境の設計・管理のデザイン、ゼロ次予防から3次予防にいたる保健・医療・福祉システムの社会的デザイン、それを裏付ける看護理論のデザインなどが含まれる。このような目的を効果的かつ科学的に進めるために、人文・社会・自然諸科学との学際的なアプローチを看護学の一層の専門性と統合し、看護にかかわる現象の本質や看護実践のもととなる原理を解明することを重視する。

【実践看護科学分野】

この分野は、高度な研究能力と実践力を有する人材育成を目指す前期課程「実践看護学」領域を発展させ、対象の特性および居住する場の特性などに対応した専門的看護実践を裏付ける看護学を構築できる看護科学者の育成を目指す。そのために、保健・医療・福祉にまたがる複雑な健康課題・社会的課題に対して、対象及び家族の各ライフスタイル、在宅から施設に至る居住の場に応じた看護プログラムの開発やその検証をするなど、科学的に看護学を探求する。

3 研究指導教員と研究テーマ

コミュニティケア・看護デザイン科学分野

職 位	氏 名	研究テーマ
教授	小林 宏光	・療養環境の人間工学的研究 ・心理的刺激に対する生理反応の研究
教授	石川 倫子	・看護管理に関する研究 ・看護師のキャリア形成・発達に関する研究 ・在宅療養移行支援に関する研究
教授	木田 亮平	・災害時の持続的な看護提供体制づくりに関する研究 ・地理情報システムを用いた災害・防災に関する研究 ・災害等を見据えた組織マネジメントに関する研究
教授	垣花 渉	・健康の維持・増進を図る体力科学研究 ・コンピテンシーを育成する教育実践に関する研究
教授	今井 秀樹	・ヒト集団を対象とした人類生態学的研究 ・わが国の疾病構造に関する疫学的研究
教授	美濃由紀子	・他害行為を行った精神障がい者の評価、治療、社会復帰支援に関する研究 ・精神科身体合併症看護に関する研究
教授	米澤 洋美	・保健師実践活動に関する研究 ・介護予防に関する研究 ・保健師の現任教育に関する研究
准教授	松田 幸久	・ヒトの認知機能についての実験心理学的研究とその応用 ・脳構造に着目した認知機能および精神疾患特異性についての計算論的神経科学

実践看護科学分野

職 位	氏 名	研究テーマ
教授	真田 弘美	・看護理工学におけるケアイノベーション
教授	米田 昌代	・グリーフケアに関する研究（主に周産期の死：流産・死産・新生児死亡を対象） ・助産師の専門的ケアに関する研究
教授	亀田 幸枝	・プレコンセプションケアの推進に関する研究 ・出産前教育の効果や測定用具に関する研究 ・助産師教育に関する研究
教授	戸部 浩美	・家族のレジリエンスを高めるプログラム ・愛着形成を促す / 妨げる養育態度 ・感情調整・感情の社会化 ・家族のマインドフルネス
准教授	千原 裕香	・親になる前の若者に対する子ども虐待予防教育に関する研究 ・マルトリートメント予防や子育て支援に関する研究
教授	紺家千津子	・創傷、皮膚障害に対するケア技術開発に関する研究 ・創傷・スキンケア看護における遠隔支援に関する研究 ・ストーマを含む排泄ケア技術の開発に関する研究
教授	平居 貴生	・生活習慣病予防に関する時間生物学的研究 ・骨代謝と栄養に関する研究
教授	今井 美和	・がんの予防に関する研究 ・感染症の予防に関する研究
教授	峰松 健夫	・ブロッティング技術による皮膚アセスメント（慢性創傷、炎症性皮膚疾患など） ・ブロッティング技術による全身アセスメント（脱水、認知症など） ・創傷（褥瘡、スキンテアなど）予防・治癒促進技術の開発・評価など
教授	臺 美佐子	・がん治療後の副作用・合併症に対するケア技術開発に関する研究 ・がん看護における遠隔支援に関する研究 ・リンパ浮腫のエコーアセスメント技術開発に関する研究
教授	大貝 和裕	・創傷の発生・再発における細菌叢の関与の解明と是正法の開発 ・スキンプロットの網羅的解析法の開発と応用 ・MicroRNA を標的にした創傷アセスメント技術の開発と応用
教授	岩佐 和夫	・神経疾病に関する研究 ・口腔機能に関する研究
教授	北村 言	・褥瘡のアセスメント、ケア技術に関する研究 ・高齢者の在宅療養支援に関する研究
教授	桜井志保美	・介護者の健康支援 ・医療的ケア児の育児支援 ・在宅看護に関する研究
教授	松本 勝	・在宅療養高齢者の幸福寿命延伸を目指した AI ロボティックケア開発に関する研究 ・座位での身体状態のモニタリング手法の開発 ・超音波検査（エコー）を用いたフィジカルアセスメントに関する研究（排泄等） ・ICT や MR 技術を活用した訪問看護の遠隔支援に関する研究
准教授	長谷川陽子	・スキンプロットングを用いた栄養評価技術の開発と応用
准教授	松本 智里	・がん患者のアピアランスケアに関する研究

4 学修の手引き

1) 学年・学期

学年は、4月1日に開始し、翌年3月31日に終了します。
本学では、学年を次の2期に分けています。

前 期	4 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日
後 期	1 0 月 1 日 ～ 翌年 3 月 3 1 日

2) 授業時間

授業時間は、各時限 90 分とし、1 日 7 時限に区切られています。

時 限	授 業 時 間
1 時限	9 時 0 0 分 ～ 1 0 時 3 0 分
2 時限	1 0 時 4 0 分 ～ 1 2 時 1 0 分
3 時限	1 3 時 0 0 分 ～ 1 4 時 3 0 分
4 時限	1 4 時 4 0 分 ～ 1 6 時 1 0 分
5 時限	1 6 時 2 0 分 ～ 1 7 時 5 0 分
6 時限	1 8 時 0 0 分 ～ 1 9 時 3 0 分
7 時限	1 9 時 4 0 分 ～ 2 1 時 1 0 分

3) 休講・補講・集中講義等

(1) 休 講： 本学の公式行事等や、担当教員の都合により授業ができなくなった場合は、ポータルサイト等でお知らせします。

休講の案内がないにもかかわらず、講義開始から 30 分を経過しても 担当教員が来ない場合は、教務学生課に問い合わせる指示を受けてください。

このほか、交通機関のスト、気象警報発令の場合も休講になることがあります。気象警報発令等に伴う休講は、担当教員の判断により対応しますので、担当教員の指示に従ってください。

(2) 補 講： 休講となった授業の補充として補講が行われる場合は、連絡しますので、日時・講義室などをよく確かめて授業に出席してください。

(3) 集中講義： 授業科目によっては、ある一定期間内に集中して行う講義があります。詳細については、科目責任者から連絡します。

4) 既修得単位の認定

本学入学前に他大学院等において修得した単位について、教育上有益と認めるときには、本学において履修したものとして単位を認定することができます。

(ただし、特別研究は除く)

既修得単位の認定を希望する場合は、指定された期日までに「既修得単位認定等申請書」に必要書類(※)を添え、教務学生課に提出してください。

※必要書類

- ①修得科目の単位数、授業時間数、単位修得・成績を証明する書類(成績証明書等)
- ②修得科目の教育内容が判断できる書類(シラバス等)

5) 履修方法

入学時オリエンテーションと履修方法等に関するガイダンスを受けた後、指導教授の助言を受けて履修計画を立てます。

(1) 履修計画

表4(34頁)、シラバスを基に、授業科目を計画的に選択してください。

(2) 履修科目の選択

特論科目から2単位以上、演習科目から8単位以上履修してください。

(3) 履修登録

履修登録の際の注意点は以下のとおりです。

- ①履修登録をせずに受講しても、その授業科目の単位は修得できません。
- ②履修登録後は、原則として授業科目を変更又は取り消すことはできません。
- ③施設上または教育上やむを得ないと認められる場合は、履修登録の事前又は事後に、履修者を制限する場合があります。履修登録しても、必ずしもその科目が受講できるとは限らないので注意してください。

履修登録の手続

ア 履修相談

履修制度や履修登録手続などについて不明な点があれば、履修登録期間中に指導教員、教務学生課に相談し、自分の履修登録を行ってください。

イ 履修登録届の提出

「履修登録届」(35頁)は、履修登録期間内に教務学生課に提出してください。

履修登録届を郵送することも可能ですが、履修登録期間内に到着しない場合は、受理できませんので注意してください。なお、履修登録期間終了後は、履修登録・変更等はできません。必ず期間内に提出してください。

ウ 履修登録確認表の配付

個人別の履修登録内容を記述した「履修登録確認表」を教務学生課から配付するので、各自、自分が受講する授業科目が正しく登録されているかを確認してください。

エ 修正手続

「履修登録確認表」に誤りがある場合は、修正手続期間内に「履修登録変更願」（35 頁）を教務学生課に提出してください。

オ 履修登録の承認

「履修登録確認表」に記載された授業科目は、履修が承認されたことになります。

カ その他

履修登録に関する連絡は、ポータルサイト等で行いますので、注意してください。

6) 修了要件と取得学位

本研究科博士後期課程に3年以上在籍し、特論科目2単位以上、演習科目8単位以上、計10単位以上を修得し、かつ博士論文の審査及び修了試験に合格した者には、博士（看護学）の学位が授与されます。

7) 試 験

筆記試験、口述試験、レポートの提出などの方法で、原則として学期末に実施されます。

(1) 受験資格

原則として授業実施回数の3分の2以上の出席を受験資格要件とします。

(2) 追試験

病気その他やむを得ない理由で試験を欠席した場合は、追試験を受けることができます。「追試験願」を教務学生課に提出してください。

(3) 再試験

試験に合格しなかった場合、再試験は原則として行いません。

8) 成績評価

(1) 成績評価は下記のとおりです。ただし、成績表に点数は表記されません。

成績評語	点 数	単位付与
A	80点～100点	合 格
B	70点～ 79点	合 格
C	60点～ 69点	合 格
D	59点以下	不合格

(2) 不合格になった科目は、改めて再履修することができます。

(3) 通知のあった成績に異議のある場合は、原則として通知日から7日以内に科目担当教員へ申し出ることができます。

9) 特別研究と博士論文

(1) 指導教授の決定

- (i) 学生は、研究課題とともに希望する特別研究の指導教授名を「指導教授希望申請書」(35 頁)により1年次4月の定められた日までに教務学生課に申請してください。
- (ii) 研究科委員会は、学生の希望に基づき特別研究の指導に適する指導教授を決定し、「指導教授決定通知書」により通知します。
- (iii) 指導教授を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を「指導教授変更申請書」により教務学生課に申請してください。

(2) 研究課題の決定、研究計画の立案

- (i) 指導教授と話し合い研究課題を決定します。
- (ii) 決定した研究課題に関して先行研究の整理、仮説の設定等を行い、研究計画を立案します。
- (iii) 研究計画に従って研究を遂行します。研究課題についての予備調査などを決定した研究方法で取り組み、データ収集・分析等を行い、研究結果をまとめます。
- (iv) 修了年度前期終了までの定められた時期に、研究の中間報告を行います。

(3) 博士論文の提出、研究発表会

- (i) 課程修了見込み者は、修了見込み年度の定められた日までに博士論文（仮製本）と要旨を定められた手続きで、教務学生課に提出してください。
- (ii) 提出後、定められた時期に博士論文について論文審査を受け、研究発表を行います。

(4) 博士後期課程の修了及び学位の授与

- (i) 研究科委員会は、修了要件を満たした学生の博士後期課程の修了を認定し、それに基づいて学長が博士（看護学）の学位を授与します。
- (ii) 学位の授与は、学位記の交付によって行われます。

詳細は、「博士論文作成に関するガイドライン」を参照してください

表 3

令和7年度 博士後期課程授業科目・担当教員等一覧表

領域	分野	科 目	必修・ 選択	年次	単 位	時 間	担当教員
看護学領域	看護コミュニティ科学分野	看護デザイン科学特論	選択	1／前	2	30	小林宏光 石川倫子 垣花渉 松田幸久 木田亮平
		看護デザイン科学演習A	選択	1年次	4	60	小林宏光 石川倫子 垣花渉 松田幸久 木田亮平
		看護デザイン科学演習B	選択	2年次	4	60	小林宏光 石川倫子 垣花渉 松田幸久 木田亮平
		コミュニティケア科学特論	選択	1／前	2	30	今井秀樹 美濃由紀子 米澤洋美
		コミュニティケア科学演習A	選択	1年次	4	60	今井秀樹 美濃由紀子 米澤洋美
		コミュニティケア科学演習B	選択	2年次	4	60	今井秀樹 美濃由紀子 米澤洋美
	実践看護科学分野	子どもと家族・女性看護科学特論	選択	1／前	2	30	米田昌代 亀田幸枝 戸部浩美 千原裕香
		子どもと家族・女性看護科学演習A	選択	1年次	4	60	米田昌代 亀田幸枝 戸部浩美 千原裕香
		子どもと家族・女性看護科学演習B	選択	2年次	4	60	米田昌代 亀田幸枝 戸部浩美 千原裕香
		成人看護科学特論	選択	1／前	2	30	紺家千津子 臺美佐子 峰松健夫 今井美和 平居 貴生 大貝和裕
							長谷川陽子 松本智里
		成人看護科学演習A	選択	1年次	4	60	紺家千津子 臺美佐子 峰松健夫 今井美和 平居 貴生 大貝和裕
							長谷川陽子 松本智里
		成人看護科学演習B	選択	2年次	4	60	紺家千津子 臺美佐子 峰松健夫 今井美和 平居 貴生 大貝和裕
							長谷川陽子 松本智里
		高齢者看護科学特論	選択	1／前	2	30	北村言 岩佐和夫 松本勝
		高齢者看護科学演習A	選択	1年次	4	60	北村言 岩佐和夫 松本勝
		高齢者看護科学演習B	選択	2年次	4	60	北村言 岩佐和夫 松本勝
		在宅看護科学特論	選択	1／前	2	30	桜井志保美
		在宅看護科学演習A	選択	1年次	4	60	桜井志保美
		在宅看護科学演習B	選択	2年次	4	60	桜井志保美
	(特別研究)						真田弘美、石川倫子、小林宏光、垣花渉、松田幸久、今井秀樹 美濃由紀子、米澤洋美、米田昌代、亀田幸枝、戸部浩美、千原裕香 紺家千津子、臺美佐子、峰松健夫、今井美和、大貝和裕、松本勝 長谷川陽子、北村言、岩佐和夫、桜井志保美、木田亮平、松本智里

資料 2

[illegible]

履 修 登 録 変 更 願

年 月 日

石川県立看護大学長 様

学籍番号
氏 名

下記科目の履修登録追加をお願いします。

授 業 科 目	単位数	変 更 理 由

下記科目の履修登録の削除をお願いします。

授 業 科 目	単位数	変 更 理 由

			(大学院)		
指導教授希望申請書					
令和 年 月 日					
石川県立看護大学大学院研究科長 様					
学籍番号					
氏 名					
下記のとおり研究課題・指導教授を希望します。					
記					
研 究 課 題					
指 導 教 授					
<研究科決定欄>					
研 究 科 長	担 当 教 員	特 記 事 項			

(大学院)

指導教授変更申請書

年 月 日

石川県立看護大学大学院研究科長 様

学籍番号
氏 名

下記のとおり研究課題・指導教授の変更を希望します。

記

変更する項目番号に ○を付けてください	変更前	変更後
1 研究課題		
2 指導教授		

{

変更理由

}

研究科長

担当教員

特

記

事

項

V 石川県立看護大学大学院関係規程

石川県立看護大学大学院学則

平成 23 年 4 月 1 日
石川県公立大学法人規程 看第 2 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 学年、学期及び休業日（第 7 条）
- 第 3 章 教育課程、履修方法等（第 8 条—第 14 条）
- 第 4 章 入学、転学、留学、休学、退学、除籍、復学及び再入学（第 15 条—第 25 条）
- 第 5 章 授業料等（第 26 条）
- 第 6 章 職員組織（第 27 条—第 29 条）
- 第 7 章 賞罰（第 30 条・第 31 条）
- 第 8 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生（第 32 条）
- 第 9 章 自己評価（第 33 条）
- 第 10 章 雑則（第 34 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 石川県立看護大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、学際的な視点から看護学に関するより高度な理論と専門技術を教授研究するとともに、優れた研究能力と卓越した看護に関する実践力を持つ人材を育成し、もって人々の健康と福祉の向上及び豊かな生活の創造に寄与することを目的とする。

（博士課程）

第 2 条 本学大学院に博士課程を置く。

- 2 博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分して取り扱うものとする。
- 3 博士前期課程は、学部における一般的かつ専門的教育の基礎の上に、さらに広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うものとする。
- 4 博士後期課程は、専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（研究科）

第 3 条 本学大学院に、看護学研究科を置く。

- 2 看護学研究科における課程は、博士前期課程及び博士後期課程とする。

（専攻及び学生定員）

第 4 条 看護学研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	課 程	入学定員	収容定員
看護学 研究科	看護学 専 攻	博士前期課程	15 人	30 人
		博士後期課程	3 人	9 人

（修業年限）

第 5 条 博士課程の修業年限は 5 年とし、博士前期課程は 2 年、博士後期課程は 3 年とする。

(在学期間)

第6条 博士前期課程には、4年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程には、6年を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年等に係る大学学則の準用)

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日については、石川県立看護大学学則(平成23年石川県公立大学法人規程看第1号。以下「大学学則」という。)第5条から第7条までの規定を準用する。

第3章 教育課程、履修方法等

(教育課程)

第8条 看護学研究科の看護学専攻における授業科目、単位数及び履修方法は、博士前期課程にあつては別表第1、博士後期課程にあつては別表第2のとおりとする。

2 学生が修得すべき単位は、博士前期課程にあつては30単位以上、博士後期課程にあつては10単位以上とする。

3 前2項に定めるもののほか、授業科目の配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教育方法の特例)

第8条の2 看護学研究科においては、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条の規定により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に掲げるところにより算定する。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(指導教授の指導)

第10条 学生は、履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教授の指導を受けなければならない。

(履修の認定に係る大学学則の準用)

第11条 大学学則第10条及び第11条の規定は、本学大学院の履修の認定について準用する。この場合において、第11条第1項中「卒業研究」とあるのは、「特別研究」と読み替えるものとする。

(他の大学院の授業科目の履修に係る大学学則の準用)

第12条 大学学則第12条の規定は、学生が他の大学院(外国の大学に置かれる大学院を含む。)の授業科目を履修する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学若しくは短期大学(以下「他の大学等」という。))又は高等専門学校」とあるのは「他の大学院」と、「本学」とあるのは「本学大学院」と、「60単位」とあるのは「博士前期課程では10単位、博士後期課程では4単位」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位等の認定に係る大学学則の準用)

第12条の2 大学学則第14条第1項の規定は、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(第32条に規定する科目等履修生として修得していた単位を含む。)につ

いて準用する。この場合において、同項中「本学」とあるのは「本学大学院」と、「本学又は他の大学等」とあるのは「本学大学院又は他の大学院（外国の大学に置かれる大学院を含む。）」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により認定する単位数は、第 12 条の規定により認定する単位数と合わせて博士前期課程では 10 単位、博士後期課程では 4 単位を超えないものとする。

（博士前期課程の修了要件）

第 13 条 博士前期課程に 2 年以上在学して、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査を受けた学生のうち、最終試験に合格したものは、博士前期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を挙げた学生については、博士前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、前項の修士論文の審査に代えることができる。

（博士後期課程の修了要件）

第 13 条の 2 博士後期課程に 3 年以上在学して、10 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査を受けた学生のうち、最終試験に合格したものは、博士後期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を挙げた学生については、博士後期課程に 2 年以上在学すれば足りるものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 13 条の 3 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第 5 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 学長は、前項の規定により計画的な履修を認められた学生（次項において「長期履修学生」という。）が当該履修期間の変更を申し出たときは、その変更を認めることができる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（他大学院等における研究指導）

第 13 条の 4 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の研究指導を受けることができる期間は、1 年を超えないものとする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。
- 3 前 2 項の規定により受けた研究指導は、本学大学院において受けた研究指導とみなすことができる。

（学位）

第 14 条 学長は、第 13 条第 1 項の規定により修了を認定した学生に対し、修士（看護学）の学位を、第 13 条の 2 の規定により修了を認定した学生に対し、博士（看護学）の学位を、それぞれ授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 4 章 入学、転学、留学、休学、退学、除籍、復学及び再入学

（入学の時期）

第 15 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第 20 条第 1 項又は第 25 条第 2 項の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 16 条 博士前期課程に入学できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学を卒業した者
- 二 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教

育における 16 年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者

八 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

九 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

十 文部科学大臣の指定した者

十一 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者で、本学大学院において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

十二 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

2 博士後期課程に入学できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者

六 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、26 歳に達したもの

（入学志願の手続）

第 17 条 本学大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書に入学検定手数料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

（入学者選抜試験）

第 18 条 入学志願者に対しては、学力検査その他の方法による入学者選抜試験を行う。ただし、入学志願者の一部については、学力検査を免除することができる。

2 入学者選抜試験及び学力検査の免除に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（入学手続）

第 19 条 前条第 1 項に規定する入学者選抜試験に合格した者は、学長の定めるところにより入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

（転学）

第 20 条 他の大学院から本学大学院に転学を希望する者があるときは、学長は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者が他の大学院に在学した年数及び当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を本学大学院における在学年数又は本学大学院におけ

る授業科目の履修により修得した単位数に通算することができる。

- 3 他の大学院が行う入学者の選考のための試験を受けようとする学生及び他の大学院へ転学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第21条 外国の大学院に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に含めることができる。

(休学)

第22条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き3月以上修学することができない学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

- 2 学長は、病気のため修学に適さないと認められる学生に対し、休学を命ずることができる。

- 3 第1項の休学の期間は、博士前期課程及び博士後期課程において、それぞれ引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められるときは、それぞれ1年の範囲内で当該期間を延長することができる。

- 4 休学の期間は、博士前期課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることができない。

- 5 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第23条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、除籍することができる。

- 一 在学期間又は休学の期間を経過した者
- 二 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促してもなお納付しない者
- 三 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復学及び再入学)

第25条 休学の理由が消滅したこと、又は休学の期間が満了したことにより復学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 退学又は除籍の理由が消滅したことにより再入学を希望する者は、退学又は除籍の日から3年以内に限り、学長の許可を受けて再入学することができる。

第5章 授業料等

(授業料等の額及び徴収方法)

第26条 本学大学院の入学検定手数料、入学手数料及び授業料の額並びにその徴収の方法は、別に定める。

第6章 職員組織

(職員)

第27条 本学大学院に、教授、准教授、講師及び助教並びに事務職員、技術職員その他の職員を置き、石川県立看護大学の職員をもって充てる。

(研究科長)

第28条 研究科に研究科長を置き、研究科の授業を担当する教授をもって充てる。

(研究科委員会の設置等)

第29条 研究科に研究科の管理運営に関する重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科長は、必要があると認めるときは、研究科の授業を担当する准教授、専任の講師及び助教を研究科委員会の組織に加えることができる。
- 3 研究科委員会は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。ただし、研究科及び学部の双方に係る重要な事項に関しては、研究科委員会及び教授会が合同で審議を行うものとする。
 - 一 学生の入学及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科委員会の運営に関する事項は、学長が別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第30条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

- 第31条 学長は、この規定その他本学大学院の定める規程に違反し、又は学生の本分に反する行為を行った学生を、懲戒することができる。
- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなく授業に出席しない者
 - 四 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - 4 停学の期間は、在学期間に算入する。
 - 5 全各項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生

第32条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生については、大学学則第40条から第43条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「本学」とあるのは「本学大学院」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、「大学、短期大学又は高等専門学校」及び「大学等又は高等専門学校」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

(特別研究学生)

- 第32条の2 他の大学院の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該学生の属する大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。
- 2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 自己評価

- 第33条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学大学院における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。
- 2 自己評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 雑則

(委任)

第34条 この規程に定めるもののほか、本学大学院の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成24年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成25年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成26年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成27年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成28年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第1及び第2の規定は、平成29年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の石川県立看護大学大学院学則第 4 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。第 4 条の規定にかかわらず平成 30 年度の博士前期課程の収容定員は 25 人とする。
- 2 改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第 1 及び第 2 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院学則別表第 1 及び第 2 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表第1（第8条関係）

授 業 科 目			必修又は 選択の 区分	単位数	履修方法及び 修了要件
共通科目	A	看護科学と看護理論（※）	必修	2	（履修方法） 共通科目の必修科目から10単位、選択科目から4単位以上を修得し、かつ、専門領域の選択科目から16単位以上を修得すること。
		看護研究（※）	必修	2	
		データ分析方法論（※）	選択	2	
		コンサルテーション論（※）	選択	2	
		ケアと哲学（※）	選択	2	
		看護教育特論（※）	選択	2	
		看護管理特論（※）	選択	2	
		国際看護特論Ⅰ	選択	2	
		国際看護特論Ⅱ	選択	2	
		看護福祉政策論（※）	選択	2	
		家族看護特論（※）	選択	2	
	B	臨床薬理学（※）	選択	2	（修了要件） 30単位以上を修得した上で修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
		アドバンスト フィジカルアセスメント（※）	選択	2	
病態生理学（※）		選択	2		
特別研究			必修	6	
健康看護学領域	看護デザイン分野	看護デザイン論	選択	2	
		看護デザイン特論Ⅰ	選択	2	
		看護デザイン特論Ⅱ	選択	2	
		看護デザイン演習Ⅰ	選択	2	
		看護デザイン演習Ⅱ	選択	2	
	地域・精神・保健学分野	地域看護学研究特論（※）	選択	1	
		地域看護学特論（※）	選択	2	
		地域看護診断・展開特論（※）	選択	2	
		地域看護診断・展開演習（※）	選択	2	
		健康管理学特論（※）	選択	2	
		地域看護管理特論（※）	選択	1	
		地域ケアシステム開発論（※）	選択	2	
		精神保健看護特論Ⅰ	選択	2	
		精神保健看護特論Ⅱ	選択	2	
		精神保健看護演習Ⅰ	選択	2	
		精神保健看護演習Ⅱ	選択	2	
		地域看護展開実習（※）	選択	2	
		地域看護高度実践実習【B-1】（※）	選択	4	
		地域看護高度実践実習【B-2】（※）	選択	2	
		地域看護管理実習（※）	選択	2	
	看護管理学分野	看護組織論	選択	2	
		人的資源活用論	選択	2	
		看護経済・経営論	選択	2	
		看護管理演習	選択	4	
		看護管理実習	選択	2	
実践看護学領域	女性看護学分野	女性看護学特論Ⅰ	選択	2	
		女性看護学特論Ⅱ（※）	選択	2	
		女性看護学特論Ⅲ	選択	2	
		女性看護学演習Ⅰ	選択	2	
		女性看護学演習Ⅱ	選択	2	
	子どもと家族の看護学分野	子どもの発達援助論（※）	選択	2	
		子どものフィジカルアセスメント（※）	選択	2	
		子どもの病態治療学特論（※）	選択	2	
		子どもと家族の看護演習（※）	選択	2	
		子どもと家族の援助論（※）	選択	2	
		子どもと家族のケアシステム論（※）	選択	2	
		子どもと家族の保健医療福祉特論（※）	選択	2	
		子どもと家族の保健医療福祉演習（※）	選択	2	
		子どもの診断・治療実習（※）	選択	2	
		小児看護専門看護師機能実習Ⅰ（※）	選択	4	
		小児看護専門看護師機能実習Ⅱ（※）	選択	4	

授 業 科 目			必修又は 選択の 区分	単位数	履修方法及び 修了要件
実践看護学領域	成人看護学分野	成人看護学特論(※)	選択	2	
		がん看護援助論 (※)	選択	2	
		がん病態治療学特論(※)	選択	2	
		緩和ケア演習Ⅰ (※)	選択	2	
		緩和ケア演習Ⅱ (※)	選択	2	
		がん看護学演習Ⅰ (※)	選択	2	
		がん看護学演習Ⅱ (※)	選択	1	
		がん看護学演習Ⅲ (※)	選択	1	
		慢性期看護学演習	選択	4	
		がん看護学実習Ⅰ (※)	選択	2	
		がん看護学実習Ⅱ (※)	選択	4	
		がん看護学実習Ⅲ (※)	選択	4	
		急性期病態治療学特論	選択	2	
		急性期援助論	選択	2	
		急性期看護学演習	選択	4	
		看護イノベーション特論	選択	2	
		ビジュアル看護実践論	選択	2	
		ビジュアル看護社会実装演習	選択	4	
	老年看護学分野	老年看護特論(※)	選択	2	
		高齢者健康生活論(※)	選択	2	
		老化過程と病態論(※)	選択	2	
		高齢者援助論(※)	選択	2	
		高齢者ケアシステム論(※)	選択	2	
		老年看護演習Ⅰ(慢性期看護)(※)	選択	2	
		老年看護演習Ⅱ(認知症看護)(※)	選択	2	
		老年看護実習1(慢性期看護)(※)	選択	6	
		老年看護実習2(認知症看護)(※)	選択	4	
	在宅看護学分野	在宅看護特論	選択	2	
		在宅看護演習	選択	2	
		家族看護実習	選択	2	
		在宅看護実習	選択	2	
助産看護学領域	助産看護学分野	助産学概論	選択	1	
		健康教育演習	選択	3	
		助産診断・技術特論演習Ⅰ (概論・妊娠期)	選択	3	
		助産診断・技術特論演習Ⅱ(分娩期)	選択	4	
		助産診断・技術特論演習Ⅲ (産褥期・新生児期・乳幼児期)	選択	2	
		助産診断・技術特論演習Ⅳ (ハイリスク)	選択	3	
		助産管理特論	選択	2	
		地域母子保健特論	選択	2	
		助産実践実習Ⅰ-1(正常・継続)	選択	5	
		助産実践実習Ⅰ-2(正常)	選択	3	
		助産実践実習Ⅱ(ハイリスク・継続)	選択	2	
		助産管理実習	選択	2	

(※) は専門看護師(CNS)教育課程基準に対応した科目。

別表第2（第8条関係）

授 業 科 目			必修又は 選択の 区分	単位数	履修方法及び 修了要件
看護学領域	コミュニティケア・ 看護デザイン科学分野	看護デザイン科学特論	選択	2	(履修方法) 特論から2単位以上、 演習科目から8単位以上を修得すること。
		看護デザイン科学演習A	選択	4	
		看護デザイン科学演習B	選択	4	
		コミュニティケア科学特論	選択	2	
		コミュニティケア科学演習A	選択	4	
		コミュニティケア科学演習B	選択	4	
	実践看護科学分野	子どもと家族・女性看護科学特論	選択	2	(修了要件) 10単位以上を修得した上で博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
		子どもと家族・女性看護科学演習A	選択	4	
		子どもと家族・女性看護科学演習B	選択	4	
		成人看護科学特論	選択	2	
		成人看護科学演習A	選択	4	
		成人看護科学演習B	選択	4	
		高齢者看護科学特論	選択	2	
		高齢者看護科学演習A	選択	4	
		高齢者看護科学演習B	選択	4	
		在宅看護科学特論	選択	2	
		在宅看護科学演習A	選択	4	
		在宅看護科学演習B	選択	4	

石川県立看護大学大学院履修規程

平成 23 年 4 月 1 日
石川県公立大学法人規程 看第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 8 条第 3 項の規定に基づき、授業科目の配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目の配当年次)

第 2 条 授業科目の配当年次は、別表のとおりとする。

(履修登録)

第 3 条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに、履修登録を行わなければならない。

2 履修登録後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、学長が特別の事由があると認める場合には、この限りではない。

(修了要件博士前期)

第 4 条 学生は、修了するためには 2 年以上在学し、次項に定めるところにより合計 30 単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査に合格しなければならない。

2 授業科目については、次の単位を修得しなければならない。

一 共通科目から必修 10 単位、選択 4 単位以上

二 専門領域の科目から、志望する研究教育分野に応じ選択 16 単位以上

3 専門看護師の資格取得を希望する場合にあっては、認定に必要な所定の単位を修得しなければならない。

4 助産師国家試験受験資格取得を希望する場合にあっては、受験に必要な所定の単位を修得しなければならない。

(修了要件博士後期)

第 5 条 学生は修了するためには 3 年以上在学し、次項に定めるところにより合計 10 単位以上を修得し、かつ、博士論文の審査に合格しなければならない。

2 授業科目については、特論を 2 単位以上、演習を 8 単位以上を修得しなければならない。

3 単位のみの修得者で、修業年限を超えて退学したものは博士課程単位取得満期退学者と見なす。

(試験)

第 6 条 授業科目の成績は、筆記試験、レポートその他の方法（以下「試験」という。）により評価する。

2 授業科目の出席時間数が全授業時間数の 3 分の 2 に満たない学生は、当該授業科目の試験を受けることができない。

(成績の評価)

第 7 条 授業科目の成績の評価は、次のとおり A、B、C 及び D の評語で表し、A、B 及び C を合格として所定の単位を与える。

評 語	点 数
A	80 点～ 100 点
B	70 点～ 79 点
C	60 点～ 69 点
D	59 点以下

(追試験)

第 8 条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

2 前項の追試験を希望する者は、医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後1週間以内に追試験願（様式第1号）を研究科長に提出しなければならない。

（再試験）

第9条 前条以外の事由により単位を修得することのできなかった者に対しては、再度の試験は行わない。ただし、やむを得ない事由により担当教員が必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

（不正行為）

第10条 試験において、不正行為の事実が確認された場合には、当該授業科目を不合格とするほか、大学院学則第31条の規定により懲戒することができる。

（再履修）

第11条 単位の修得が認められなかった授業科目につき、単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修しなければならない。

（既修得単位の認定等）

第12条 大学院学則第12条及び第12条の2による単位の認定を受けようとする者は、既修得単位認定等申請書（様式第2号）を、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

（成績評価に関する異議申し立て）

第13条 学生は、成績評価に関して疑義等がある場合には、異議申し立てをすることができる。

2 成績評価に関する異議申し立ての必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成24年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成25年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成26年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

改正後の石川県立看護大学大学院履修規程別表の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

別 表 (第2条関係)

授業科目の配当年次

【博士前期課程】

授 業 科 目			配当年次	
共 通 科 目	A	看護科学と看護理論（※）	1	
		看護研究（※）	1	
		データ分析方法論(※)	1	
		コンサルテーション論（※）	1	
		ケアと哲学（※）	1	
		看護教育特論（※）	1	
		看護管理特論（※）	1	
		国際看護特論Ⅰ	1	
		国際看護特論Ⅱ	1	
		看護福祉政策論（※）	1	
		家族看護特論(※)	1	
	B	臨床薬理学(※)	1	
		アドバンスト フィジカルアセスメント(※)	1	
		病態生理学（※）	1	
		特別研究	2	
健 康 看 護 学 領 域	看護デザイン分野	看護デザイン論	1	
		看護デザイン特論Ⅰ	1	
		看護デザイン特論Ⅱ	1	
		看護デザイン演習Ⅰ	1	
		看護デザイン演習Ⅱ	2	
	地域・精神・保健 学分野	地域看護学研究特論(※)	1	
		地域看護学特論(※)	1	
		地域看護診断・展開特論(※)	1	
		地域看護診断・展開演習(※)	1	
		健康管理学特論(※)	2	
		地域看護管理特論(※)	2	
		地域ケアシステム開発論(※)	2	
		精神保健看護特論Ⅰ	2	
		精神保健看護特論Ⅱ	2	
		精神保健看護演習Ⅰ	2	
		精神保健看護演習Ⅱ	2	
		地域看護展開実習(※)	2	
		地域看護高度実践実習【B-1】(※)	2	
		地域看護高度実践実習【B-2】(※)	2	
		地域看護管理実習(※)	2	
	看護管理学分野	看護組織論	1	
		人的資源活用論	1	
		看護経済・経営論	1	
		看護管理演習	1	
看護管理実習		1		
実 践 看 護 学 領 域	女性看護学分野	女性看護学特論Ⅰ	1	
		女性看護学特論Ⅱ（※）	1	
		女性看護学特論Ⅲ	1	
		女性看護学演習Ⅰ	1	
		女性看護学演習Ⅱ	1	
	子どもと家族の 看護学分野	子どもの発達援助論(※)	1	
		子どものフィジカルアセスメント(※)	1	
		子どもの病態治療学特論(※)	1	
		子どもと家族の看護演習(※)	1	
		子どもと家族の援助論(※)	1	
		子どもと家族のケアシステム論(※)	1	
		子どもと家族の保健医療福祉特論(※)	1	
		子どもと家族の保健医療福祉演習(※)	1	
		子どもの診断・治療実習(※)	1	
		小児看護専門看護師機能実習Ⅰ(※)	2	
小児看護専門看護師機能実習Ⅱ(※)	1～2			

授 業 科 目			配当年次
実 践 看 護 学 領 域	成人看護学分野	成人看護学特論(※)	1
		がん看護援助論 (※)	1
		がん病態治療学特論(※)	1
		緩和ケア演習Ⅰ (※)	1
		緩和ケア演習Ⅱ (※)	1
		がん看護学演習Ⅰ (※)	1
		がん看護学演習Ⅱ (※)	1
		がん看護学演習Ⅲ (※)	1
		慢性期看護学演習	1
		がん看護学実習Ⅰ (※)	1
		がん看護学実習Ⅱ (※)	2
		がん看護学実習Ⅲ (※)	2
		急性期病態治療学特論	1
		急性期援助論	1
		急性期看護学演習	1
		看護イノベーション特論	1
		ビジュアル看護実践論	1
		ビジュアル看護社会実装演習	1
	老年看護学分野	老年看護特論(※)	1
		高齢者健康生活論(※)	1
		老化過程と病態論(※)	1
		高齢者援助論(※)	1
		高齢者ケアシステム論(※)	1
		老年看護演習Ⅰ(慢性期看護) (※)	1
		老年看護演習Ⅱ(認知症看護) (※)	1
		老年看護実習1(慢性期看護)(※)	1～2
		老年看護実習2(認知症看護)(※)	1～2
	在宅看護学分野	在宅看護特論	1
		在宅看護演習	1
		家族看護実習	2
		在宅看護実習	2
助 産 看 護 学 領 域	助産看護学分野	助産学概論	1
		健康教育演習	1
		助産診断・技術特論演習Ⅰ(概論・妊娠期)	1
		助産診断・技術特論演習Ⅱ(分娩期)	1
		助産診断・技術特論演習Ⅲ(産褥期・新生児期・乳幼児期)	1
		助産診断・技術特論演習Ⅳ(ハイリスク)	1
		助産管理特論	2
		地域母子保健特論	1
		助産実践実習Ⅰ-1(正常・継続)	1
		助産実践実習Ⅰ-2(正常)	2
		助産実践実習Ⅱ(ハイリスク・継続)	2
		助産管理実習	2

【博士後期課程】

授 業 科 目			配当年次
看護学領域	コミュニティケア・看護デザイン科学分野	看護デザイン科学特論	1
		看護デザイン科学演習 A	1
		看護デザイン科学演習 B	2
		コミュニティケア科学特論	1
		コミュニティケア科学演習 A	1
		コミュニティケア科学演習 B	2
	実践看護科学分野	子どもと家族・女性看護科学特論	1
		子どもと家族・女性看護科学演習 A	1
		子どもと家族・女性看護科学演習 B	2
		成人看護科学特論	1
		成人看護科学演習 A	1
		成人看護科学演習 B	2
		高齢者看護科学特論	1
		高齢者看護科学演習 A	1
		高齢者看護科学演習 B	2
		在宅看護科学特論	1
		在宅看護科学演習 A	1
		在宅看護科学演習 B	2

石川県立看護大学大学院学位規程

平成 23 年 4 月 1 日
石川県公立大学法人規程看第 52 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 14 条第 2 項の規定に基づき、石川県立看護大学大学院（以下「大学院」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第 2 条 大学院において授与する学位は、博士前期課程を修了した者は修士（看護学）、博士後期課程を修了した者は博士（看護学）とする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学位は、大学院学則に定めるところにより、大学院の各課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第 4 条 前条の規定により学位論文の審査を申請する者は、学位論文に所定の書類を添えて、研究科長に提出するものとする。

- 2 提出する学位論文は、自著一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 3 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して、関係資料を提出させることがある。
- 4 いったん受理した学位論文（参考として添付された論文を含む。）は、返付しない。

(学位論文の審査)

第 5 条 前条第 1 項の規定により研究科長が学位論文の審査の申請を受理したときは、研究科委員会に審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第 6 条 前条の規定により学位論文が審査に付託されたときは、研究科委員会は、当該研究科の教授のうちから選出した審査委員により構成する審査委員会を設けて当該論文の審査を行う。ただし、必要があるときは研究科の教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

- 2 研究科委員会は、学位論文の審査にあたって必要があるときは、他の大学の大学院等の教員等を審査委員に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第 7 条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 論文審査の審査は、口頭及び筆答による審査を含むものとする。
- 3 審査委員会は、各専攻領域の教育目的が達成されたかどうかの能力試験を口頭又は筆答により行う。

(審査委員会の報告)

第 8 条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、すみやかに論文審査の要旨に最終試験の成績を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(審議)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づき審査委員会の審査結果について審議する。

(審議結果の報告)

第10条 研究科委員会は、前条の規定による審議の結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、学位を授与すべきものと決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知する。

2 学位記の様式は、別紙様式第1号（博士前期）、別紙様式第2号（博士後期）とする。

3 学位記の交付は、学位交付簿（別紙様式第3号）により行う。

(学位名称の使用)

第12条 大学院において学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、次のように大学名を付記するものとする。

修士（看護学）（石川県立看護大学）

博士（看護学）（石川県立看護大学）

(学位授与の取消)

第13条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は学位を取消し、学位記を返還させるものとする。

(学位記の再交付)

第14条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に願い出なければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

石川県立看護大学大学院長期履修学生に関する規程

平成 23 年 4 月 1 日
石川県公立大学法人規程第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 13 条の 3 第 3 項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 長期履修学生を希望する旨の申し出をすることができる者は、大学院に入学を許可された学生であって、次のいずれかに該当することにより大学院学則第 5 条に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 家事、育児、介護等の事情がある者
- (3) その他長期履修が必要となる相当の理由がある者

(履修期間)

第 3 条 長期履修学生の履修期間は、博士前期課程にあつては 4 年、博士後期課程にあつては 6 年を上限とする。

(申請)

第 4 条 長期履修学生を希望する者は、次に掲げる書類を、入学前年度の 2 月末日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生承認申請書（様式第 1 号）
- (2) 長期履修が必要であることを証明する書類
- (3) その他学長が必要と認める書類

(長期履修学生の承認)

第 5 条 前条の申請に対しては、学長が承認する。

(長期履修期間の変更)

第 6 条 長期履修学生の申請事由消滅等による履修期間の短縮の希望は、博士前期課程においては 1 年次に、博士後期課程においては 1 年次又は 2 年次に、各 1 回に限り申し出をすることができる。

2 前項による申し出をする者は、長期履修学生履修期間変更承認申請書（様式第 2 号）に第 4 第 2 号及び第 3 号に規定する書類を添付のうえ、各年次の 2 月末日までに学長に提出しなければならない。

3 第 2 項の申請に対する承認は、前条の規定を準用する。

(長期履修学生の承認の取消し)

第 7 条 長期履修学生が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、長期履修学生の承認を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

石川県立看護大学大学院学生規程

平成 23 年 4 月 1 日
石川県公立大学法人規程看第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、石川県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、大学院の学生の守らなければならない事項を定めるものとする。

(誓約書)

第 2 条 合格の通知を受け、本学に入学しようとする者は、誓約書・保証書を学長に提出しなければならない。

(保証人)

第 3 条 保証人は、保護者又はこれに代わる者で、独立の生計を営み保証人としての責務を果たすことのできるものでなければならない。

2 保証人は、保証する学生が本学に及ぼした損害を、連帯して保証しなければならない。

3 保証人を変更したときは、速やかに保証人変更届及び保証書を学長に提出しなければならない。

(氏名変更届)

第 4 条 学生は、氏名に変更があるときは、氏名変更届を学長に提出しなければならない。

(住所届)

第 5 条 学生は、入学後速やかに住所届を学長に提出しなければならない。

2 学生は、住所に変更があるときは、住所変更届を学長に提出しなければならない。

(学生証)

第 6 条 学生は、入学時に学生証の交付を受けなければならない。

2 学生は、学生証を常に携帯し、提示を求められたときは、直ちにこれを示さなければならない。

3 学生は、学生証を紛失若しくは汚損したとき、又は学生証の記載事項に異動が生じたときは、直ちに学生証再交付願を学長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 学生は、卒業、修了、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

(健康診断)

第 7 条 学生は、本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果、本学が行う保健指導等の指示に従わなければならない。

(転学)

第 8 条 大学院学則第 20 条第 3 項の規定により他の大学院へ転学しようとする学生は、転学願により学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 9 条 大学院学則第 21 条第 1 項の規定により留学しようとする学生は、留学願により学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第10条 大学院学則第22条第1項の規定により休学し、又は同条第3項の規定により休学の期間を延長しようとする学生は、休学願により学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第11条 大学院学則第23条の規定により退学しようとする学生は、退学願により学長の許可を受けなければならない。

(復学)

第12条 大学院学則第25条第1項の規定により復学しようとする学生は、復学願により学長の許可を受けなければならない。

(欠席)

第13条 病気その他やむを得ない理由により引き続き7日以上欠席しようとする学生は、あらかじめ欠席届を学長に提出しなければならない。

2 やむを得ない理由により、あらかじめ欠席届を提出できなかったときは、その理由を付して、事後速やかに提出しなければならない。

(各種証明書)

第14条 学生は、各種証明書が必要なときは、証明書交付願により学長に交付を申請しなければならない。

(集会等)

第15条 学生が、学内において集会、催物等（以下「集会等」という。）を実施しようとするときは、実施日の7日前までに集会等願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、集会等が本学の目的及び使命に著しく反すると認められるときは、当該集会の解散を命ずることができる。

(学外活動)

第16条 学生が、本学の名を冠し、あるいはそれを意味する名義をもって学外において活動し、又は学外団体の活動に参加しようとするときは、学外活動願により学長の許可を受けなければならない。

(学内掲示)

第17条 学生が、学内においてポスターを掲示しようとするときは、指定した場所に掲示しなければならない。

(掲示物の撤去)

第18条 学生は、掲示期間を経過した掲示物を直ちに撤去しなければならない。

2 学長は、掲示物が次の各号の一に該当するときは、当該掲示物の撤去を命じ、又はこれを撤去することができる。

- 一 指定した場所以外に掲示したもの
- 二 掲示期間を経過したもの
- 三 その他学長が不適当と認めたもの

(寄付募集等)

第 19 条 学生が、学内において寄付募集、物品販売、署名運動その他これに類する行為をしようとするときは、あらかじめ寄付募集等願により学長の許可を受けなければならない。

(様式の準用)

第 20 条 第 2 条から第 19 条までにおける願・届等の様式は、石川県立看護大学学生規程に定める学部学生の場合を準用する。

(施設等の使用)

第 21 条 学生が、授業以外の目的で本学の施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用するときは、当該施設の使用規程の定めるところに従わなければならない。

(委任)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

石川県立看護大学学歌

作詞作曲：天沼裕子

Andante

1: この てでまもりぬきたい たい せつないの ち つづ け せん-じん
 た ちに かん ご の み ち を な に に いや され る の だ ろ う き
 ず つ い た こ こ ろ は す ん だ ひ と み で み つ め て て き さ し の ベ
 て あ お そ ら の は て の は て つ た わ れ あ つ き い の り
 ひ と び と が - じ あ い に つ つ ま れ る ま で -
 2: ほ ほ き つ た う な み だ は い た み を と か す ち か ら き わ め よ と も に か こ ま れ かん
 こ の み ち を こ え な き さ け び に み み を か た む け て あ る
 が ま ま に う け と め て よ - り そ - つ て こ こ ろ を む げ ん だ い
 に ひ ろ げ ふ る い た た せ よ ひ と び と が - い わ い に つ つ
 ま れ る ま で - ち き ゅ う の こ も り う た う た え こ こ ろ や す ら か に
 ひ と び と が - ひ か り に つ つ ま れ る ま で -

石川県立看護大学学歌

天沼 裕子

一 この手で守り抜きたい 大切な命
 続け 先人たちに 看護の道を
 何に癒されるのだろう 傷ついた心は
 澄んだ瞳で見つめて 手を差し伸べて
 青空の果ての果て 伝われ熱き祈り
 人々が慈愛に包まれるまで

二
 ほほを伝う涙は 痛みを溶かす力
 きわめよ 学友(とも)に囲まれ 看護の道を
 声なき叫びに 耳を傾けて
 あるがままに受け止めて 寄り添って
 心を無限大に広げ 奮い立たせよ
 人々が祝福(いわい)に包まれるまで
 地球の子守唄 歌え心安らかに
 人々が光に包まれるまで

シンボルマーク

「次代の看護の担い手を育む教育機関」として、その「自負」と「誇り」を表現



円の重なり

- ・石川の「石」の字
- ・看護に関する様々な分野を結ぶ「コーディネーターの役割」

円の広がり

- ・学生が社会で大きく羽ばたくとう「期待」

つぼみ

- ・次代を担う大切な人材を育む機関

十字光

- ・「医療や看護」等の行為を示す十字と「光輝く」学生
-

色の基調

○ブルー

「青い海」、「澄んだ空気」など石川の恵まれた自然環境を象徴

「遂行な看護精神」や「知性」、「品位」、「清潔感」を表現

○グリーン

「緑豊かな環境」、「安心」、「やすらぎ」、「信頼感」を表現

2025年4月1日発行

編集

石川県立看護大学事務局教務学生課
電話 076-281-8300（代表）

発行

石川県立看護大学

石川県公立大学法人石川県立看護大学

石川県かほく市学園台1丁目1番地 〒929-1210

TEL 076-281-8300 FAX 076-281-8319

URL <http://www.ishikawa-nu.ac.jp>

E-mail office@ishikawa-nu.ac.jp

再生紙を利用しています。